

新市まちづくりプラン

新市建設計画

～人 文化 自然 輝き集う県南中核都市～

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

令和6年12月改定

白河市



目次

第1章 はじめに.....	1
1 時代的背景とまちづくりの課題	1
2 新しいまちづくりの必要性	3
3 計画策定の方針	5
(1) 計画の趣旨	5
(2) 計画の構成	5
(3) 計画の期間	5
(4) その他	5
第2章 新市の概要と将来人口・世帯・就業構造の見通し.....	6
1 新市の概要	6
(1) 位置・地勢・面積・気候	6
(2) 人口の状況	8
(3) 土地利用の状況.....	10
(4) 道路・交通・情報.....	11
(5) 産業の状況	13
2 将来人口・世帯・就業構造の見通し.....	16
(1) 人口	16
(2) 世帯	17
(3) 就業構造	18
第3章 新しいまちづくりに向けての住民ニーズ ～～アンケート調査結果～	19
1 調査の概要	19
2 調査結果	19
(1) 白河市・表郷村・大信村アンケート調査結果	19
(2) 東村アンケート調査結果	23
3 住民ニーズの反映.....	23
第4章 新しいまちづくりの基本方針.....	24
1 新市の将来像	24
(1) 4市村のこれまで取り組んできたまちづくりの方向.....	24
(2) 新市まちづくりの目指すところ.....	25

(3) 新市の将来像	27
2 まちづくりの基本目標	28
(1) 新しいまちづくりの6つの基本目標の設定	28
(2) 基本目標の展開と基本施策の体系	29
3 新市まちづくりの考え方	35
(1) 新市まちづくりの基本方針	35
(2) 地域自治区の設置	35
(3) 行政の基本体制	35
(4) 地域構造の確立方向	38
4 土地利用の基本方向	41
(1) 土地利用の基本方針	41
(2) 土地利用の方向	42
第5章 新市の施策	45
1 県南中核都市にふさわしい都市基盤の創造	45
(1) 市街地の整備と周辺地域の活性化対策の推進	45
(2) 道路・鉄道・バス等交通網の整備	46
(3) 情報通信基盤の整備	47
(4) 生活安全対策の充実	48
2 心豊かに生きる力を育む教育文化の創造	50
(1) 生涯学習・スポーツ活動の充実	50
(2) 学校教育の充実	51
(3) 地域文化の継承と文化芸術活動の推進	52
(4) 国際交流・地域間交流活動の推進	53
3 安心して生涯を託せる健康福祉の創造	55
(1) 地域福祉の推進と保健・医療体制の充実	55
(2) 高齢者福祉の推進	56
(3) 児童福祉・子育て支援対策の推進	57
(4) 障がい者福祉の推進	58
4 豊かな自然を守り育む快適環境の創造	60
(1) 環境保全活動の推進と景観形成	60
(2) 公園・緑地・水辺の整備	61
(3) 上・下水道の整備	62
(4) 環境衛生とリサイクルの推進	63
5 多彩な地域資源を活かした産業活力の創造	64
(1) 農林業の振興	64

(2) 商工業の振興	65
(3) 観光の振興	66
(4) 雇用対策の充実.....	67
6 参画と協働の住民自治の創造	69
(1) コミュニティ活動・NPO活動の推進.....	69
(2) 男女共同参画社会の確立	70
(3) 行財政運営の効率化と情報公開の推進.....	70
第6章 新市における福島県事業の推進.....	72
第7章 公共施設の整備方針	74
第8章 財政計画.....	75

第1章 はじめに

1 時代的背景とまちづくりの課題

〈住民の日常生活圏の広域化〉

現在の市町村の枠組みがほぼ形成された昭和30年代初期とは違い、現在はクルマ社会の進展、情報網の発達等により、住民の生活圏や企業の経済活動圏は市町村の行政区域を越えて拡大しています。

また、環境問題や介護、産業振興など市町村の区域を越えて広域的に対応すべき行政課題が近年急速に増えてきています。こうした行政課題に対応するうえでは、広域的なつながりのメリットを見出したり、将来に向かっては類似施設の集約化に努めるなど効率的な行政運営を図ることが求められます。

特に、多様な自然資源や産業資源、さらには人的資源の確保・拡大を図ることができ、一つのまちではできなかった多様で相乗効果が期待できる産業振興施策や、他のまちに誇れる特色ある事業の実施等を図り、中核都市として人・物・情報が集中する優位性を活かし、地域が一体となり行政課題に取り組む時代となっています。

〈少子・高齢化の進行〉

全国的に少子・高齢化が急速に進行するとともに、総人口の減少時代を迎えようとしています。

平成12年国勢調査での高齢化率は白河市が17.6%、表郷村が22.9%、大信村が21.9%、東村が21.4%で、全体でも18.9%となっており、増加傾向が続いています。また、合計人口は平成27年をピークに減少することが予想されます。

このことから、高齢者世帯や要介護者の増加のほか、人口構造の急激な変化による現役世代の負担増、地域社会の活力の低下など、さまざまな影響が考えられます。

また、女性が子供を育てながら安心して働き続けることができる環境の整備や、高齢者への生活支援サービスなど少子・高齢化対策の充実・強化が急務となっています。

こうした状況の中で住民が安心して暮らすためには、これまで以上に地域が一体となって、子育て支援や保健・医療・福祉サービスの充実など少子・高齢社会へ対応した施策を展開していくために、専門的な人材や財源の確保などが必要となります。

〈行政ニーズの多様化と高度化〉

住民のライフスタイルや価値観の多様化に伴い、医療・保健・福祉・教育・文化・スポーツ・生活環境など行政に対する要望も多様化・高度化しています。

今後の自治体においては、住民、企業等の行政ニーズを的確に把握し、それに応えられる専門部門の設置、専門職員の育成や配置など能力を備えた行政体制の整備が求められています。

〈分権型社会の到来〉

これからは、住民にとって最も身近な自治体である市町村が、「自己決定、自己責任」のもと、創意工夫により行政施策の決定を行っていく必要があります。

地方分権の推進により、国から県、県から市町村へと事務や権限が移譲されていますが、住民生活に密着したより多くの業務に対応するため、これまで以上に行政能力の向上と財政基盤の強化が求められています。

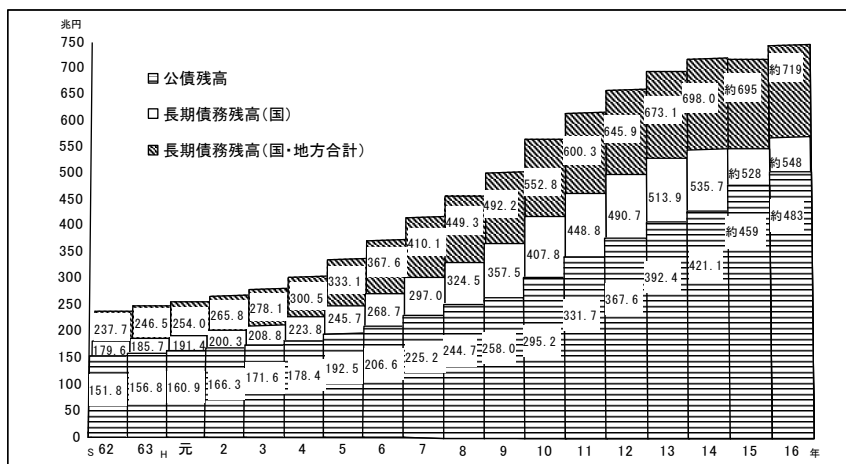
〈厳しい財政状況〉

国と地方を合わせた長期債務残高が平成 16 年度末には約 719 兆円に達する見込みとなっているなど、財政状況は極めて厳しい状況にあると言われています。4 市村においても、少子・高齢化の進行、構造的な不況の長期化などにより、地方税などの自主財源を今後十分に確保し続けることは難しく、さらに、財源の多くを地方交付税等に依存しており、三位一体改革による地方交付税の見直し等によって財政運営が厳しい状況にあります。

4 市村が提供している行政サービスを今後とも継続していくためには、行政評価などによる行政の効率化、行政運営のコストを抑え、自治体規模の拡大によるスケールメリット※を活用して、より効率的な財政運営を行うことが求められています。

スケールメリット：規模を大きくして得られる利益。規模の経済。

■ 国及び地方の長期債務残高の推移



資料：財務省財政関係諸資料
(平成 15 年 12 月)

2 新しいまちづくりの必要性

① 住民の日常生活圏の広域化、少子・高齢化の進行、行政ニーズの多様化と高度化に対応するために

日常生活圏の広域化に対応して、これまでも広域市町村圏事業に取り組み一定の効果をあげてきましたが、やはり市町村の垣根があることなどから事業推進に限界があります。

また、少子・高齢化の進行は顕著ですが、このことは「税金を負担する人が減り、サービスを受ける人が増える」ということでもあります。4市村とも今後ますます少子・高齢化が進行すると予測されており、社会保障にかかる財政負担は多大なものになると思われます。

さらに環境対策や都市基盤整備、高度情報基盤整備など、社会潮流の変化に伴い行政需要はますます多様化・高度化していくことが予測されます。これらに適切に対応していくためには、財政基盤の強化、専門的職員の育成・拡充、各種公共施設の効率的な活用と適正配置などの総合的な行財政能力の強化が必要となります。

これらは1市村だけで対応できることではなく、日常生活圏の一体性が高い4市村の合併により市村の垣根を取り払うこと、さらには管理部門職員の配置及び業務の見直しによる効率化を進める一方で、住民サービス部門への専門職員の配置及び業務の充実により住民サービスの向上を図る、などの対応が必要となります。

② 地方分権型社会に対応する行財政能力の向上のために

時代の大きな潮流となっている地方分権の推進は、主体となる自治体の権限と責任を大きく拡大することとなり、自己決定・自己責任能力の向上が強く求められる時代となっています。このような中、4市村ともに地方分権型社会に適應していくために行政能力の一層の向上が必要となっています。

一方で、今後地方交付税や国庫補助金の削減などにより、各市村の財政はさらに厳しさを増すと予想されます。財政シミュレーションの結果からみても、4市村ともに合併をしないでこのまま推移すれば、今後ますます財政状況が厳しくなると予測されます。

これらの課題解決のためには、4市村が合併することによって地方分権時代にふさわしい行政システムの確立を図るとともに、財政規模の拡大による財政基盤の強化、さらには合併によりもたらされる国や県による財政支援策の活用や経費削減効果を生かした財源の確保を図ることが必要です。

③ 住民の自治意識・能力を高め参画と協働のまちづくりを一層推進するために

前述したとおり、住民の行政需要は、ますます多様化・高度化しており、これに対応する行財政能力の強化を図るためには、合併は有効な手段ですが、現実には行政の対応だけでは不十分な場合もあります。行政で対応できないことは、住民自らの参画と協働と相応の負担によって対応していくという住民の自治意識・能力の向上が、行財政能力の強化と同様に重要なことと言えます。

今回の合併を契機として、4市村住民のまちづくり参画意識の一層の高まりが期待されます。また、多様なまちづくり事業に対する住民の“参画と協働”を進めるためには、多分野にわたって専門的知識や能力を有する多数の住民の存在が必要です。合併によって人口規模が大きくなることにより、より多数かつ多分野にわたる住民参画が可能となり、住民の自治意識・能力の向上が図られることが期待されます。

3 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づき、新市のソフト・ハード両面を含めたまちづくり全般の指針となるものであり、新市の速やかな一体性の確立を促し、住民福祉の一層の向上と新市全体の均衡ある発展を目指しています。

なお、新市が進めるまちづくりの、より詳細な内容については、新市が定める「総合計画」や「基本計画」に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、次の項目を基本として構成します。

- ① 新しいまちづくりの基本方針
- ② 主要な施策と事業
- ③ 公共施設の整備方針
- ④ 財政計画

(3) 計画の期間

本計画は、長期的視野に立ち合併後おおむね25年間について定めます。

(4) その他

本計画は、次の基本的な考え方に基づいています。

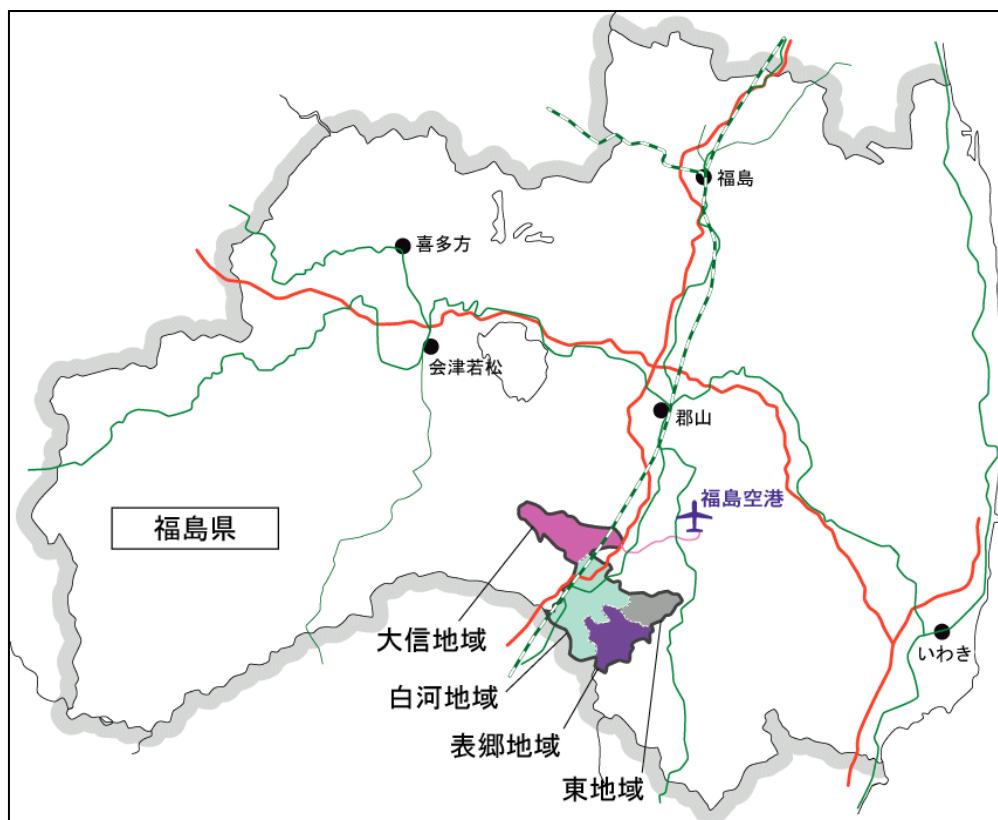
- ① 基本方針については、4市村の総合計画等及び住民の意見を尊重するとともに、行財政改革の推進による新市の健全な行財政運営に留意する。
- ② 主要な事業については、住民福祉の一層の向上、新市の一体性の確立、均衡ある発展に資するものについて、財政計画を踏まえたうえで推進していくべきものを定める。
- ③ 公共施設の整備方針については、地域のバランスを考慮し、長期的な視点に立って整備を進める方針とする。
- ④ 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意する。

第2章 新市の概要と将来人口・世帯・就業構造の見通し

1 新市の概要

(1) 位置・地勢・面積・気候

新市を構成する白河地域、表郷地域、大信地域、東地域（以下「4地域」という）は福島県の南部中央に位置し、東は矢吹町・泉崎村・中島村・石川町・浅川町、西は西郷村、北は天栄村、南は棚倉町・栃木県那須町に接しています。4地域中心部から県都福島市まで約90 km、郡山市まで約40 kmの距離にあります。また、東京までは約185 kmで、新幹線で約1時間10分の距離にあります。4地域の総面積は305.3k m²で、水田風景が広がる海拔約300～400mの平地と400～600mの丘陵・山岳地帯で大部分が形成されており、最高標高は大信地域西北端にある権太倉山の976.3mとなっています。一級河川には白河地域中心部から東地域北部に流れる阿武隈川、表郷地域を東西に流れる社川、大信地域を東西に流れる隈戸川などがあります。気候は、年平均気温約12℃で夏は涼しく冬は季節風の影響で寒さが厳しいものの、積雪量は少なくなっています。



■ 新市の位置図

(2) 人口の状況

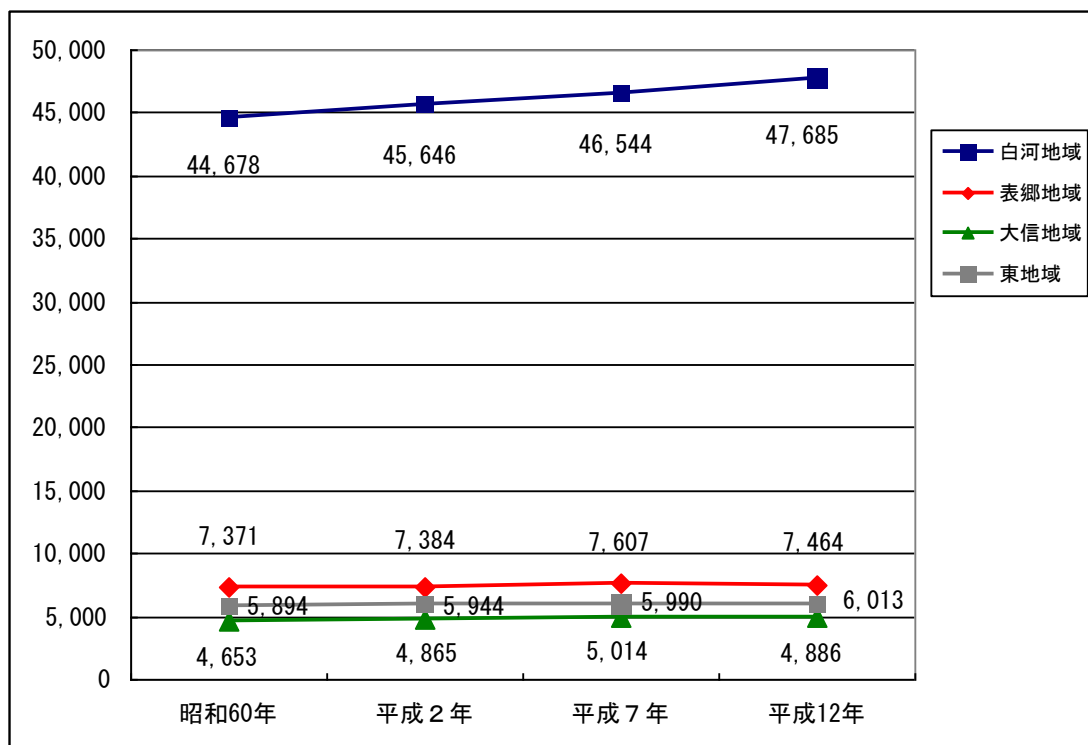
① 総人口の推移

4地域の総人口は66,048人（平成12年国勢調査）で、昭和60年以降増加傾向で推移してきています。地域別人口の推移をみると、昭和60年以降白河地域は増加傾向にあり、表郷地域及び大信地域は平成7年まで増加傾向で推移していましたが、平成12年には減少となっています。東地域は、ほぼ横ばいに近い微増を続けています。

■ 総人口の推移

（単位：人、％）

地域名	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60～H2	H2～H7	H7～H12
白河地域		44,678	45,646	46,544	47,685	0.43	0.39	0.49
表郷地域		7,371	7,384	7,607	7,464	0.04	0.60	△0.38
大信地域		4,653	4,865	5,014	4,886	0.90	0.61	△0.52
東地域		5,894	5,944	5,990	6,013	0.17	0.15	0.08
合 計		62,596	63,839	65,155	66,048	0.40	0.41	0.27



資料：国勢調査

② 年齢階層別人口

4地域の年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は昭和60年の14,663人（23.4%）から平成12年の11,253人（17.0%）へと推移し、人数・構成比率ともに減少傾向にあります。

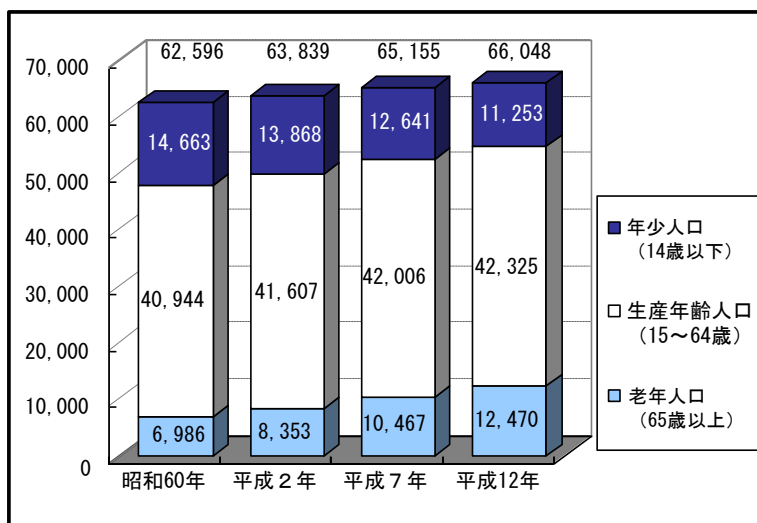
生産年齢人口（15～64歳）は同期間に40,944人（65.4%）から42,325人（64.1%）へと推移し、人数は増加しているものの構成比率は若干の減少傾向がみられます。

一方、老年人口（65歳以上）は6,986人（11.2%）から12,470人（18.9%）へと推移し、人数・構成比率ともに大幅に増加しています。高齢化率は県平均（20.3%）より下回っているものの全国平均（17.3%）を上回り、少子・高齢化が着実に進行しています。

■ 年齢階層別人口の推移

（単位：人、%）

項目 \ 年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
					S60～H2	H2～H7	H7～H12
総人口	62,596	63,839	65,155	66,048	0.40	0.41	0.27
年少人口 (14歳以下)	14,663 (23.4)	13,868 (21.7)	12,641 (19.4)	11,253 (17.0)	△1.08	△1.77	△2.20
生産年齢人口 (15～64歳)	40,944 (65.4)	41,607 (65.2)	42,006 (64.5)	42,325 (64.1)	0.32	0.19	0.15
老年人口 (65歳以上)	6,986 (11.2)	8,353 (13.1)	10,467 (16.1)	12,470 (18.9)	3.91	5.06	3.83



資料：国勢調査
注）総人口には、昭和60年に3人、平成2年に11人、平成7年に41人の年齢不詳を含む。

(3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「山林」が46.6%と最も多く、農地の「田・畑」が22.1%で続いています。一方、「宅地」は5.5%と少なく、自然的土地利用面積が大半を占めています。

農業振興地域の状況をみると、基幹産業である農業の振興を図るため、4地域の大半を農業振興地域に指定しています。

都市計画区域等の状況をみると、4地域とも都市計画区域の指定が行われていますが、白河地域では都市化に伴いスプロール現象※が起きており、用途地域の見直しが必要となっています。表郷地域、大信地域、東地域は用途地域の指定がされておらず、県南都市圏の機能分担・連携を図るような都市整備が課題となっています。

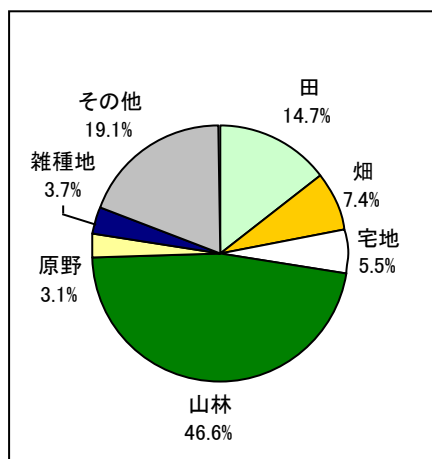
スプロール現象：人口の都市への集中により市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状に無秩序な市街地が広がる現象。

■ 地目別土地利用面積

(単位：km²、%)

地域名	農地		宅地	山林	原野	雑種地	その他	総面積
	田	畑						
白河地域	18.39 (15.6)	7.95 (6.8)	10.99 (9.3)	47.21 (40.1)	5.62 (4.8)	4.10 (3.5)	23.41 (19.9)	117.67 (100.0)
表郷地域	10.36 (15.6)	4.97 (7.5)	2.17 (3.3)	20.19 (30.4)	1.57 (2.4)	2.61 (3.9)	24.61 (37.0)	66.48 (100.0)
大信地域	6.86 (8.5)	3.51 (4.3)	1.73 (2.1)	59.50 (73.7)	1.86 (2.3)	2.24 (2.8)	5.07 (6.3)	80.77 (100.0)
東地域	9.22 (22.8)	6.08 (15.1)	1.96 (4.9)	15.41 (38.2)	0.32 (0.8)	2.22 (5.5)	5.17 (12.8)	40.38 (100.0)
合 計	44.83 (14.7)	22.51 (7.4)	16.85 (5.5)	142.31 (46.6)	9.37 (3.1)	11.17 (3.7)	58.26 (19.1)	305.30 (100.0)

■ 地目別土地利用面積の構成比率



資料：各市村

注) 平成16年1月1日現在

(4) 道路・交通・情報

交通網は、東北新幹線や東北自動車道が整備されており、福島空港までは東北自動車道の矢吹インターチェンジからあぶくま高原道路を通り車で約20分の距離にあるなど、高速交通体系が整備されています。

道路網は、4地域の中央部を南北に縦貫する東北自動車道と縦横に走る国道3路線（4号、289号、294号）を基幹道路とし、それを補うように主要地方道、一般県道、各地域の市道等により構成されています。道路網については、渋滞緩和とともに、各地域を結ぶ幹線道路の整備などが課題となっています。

鉄道網は、東北新幹線と東北本線が南北に通っており、白河地域に東北本線の駅が3駅（白河駅、白坂駅、久田野駅）あります。鉄道に関しては、当地域から首都圏まで新幹線による通勤者が増加していることなどから、新幹線の増便など利便性の向上が望まれています。

バス路線は、民間バスが運行されており、交通弱者の足として重要な役割を果たしています。しかし、近年の自動車普及率の上昇により利用者数が減少しており、路線の見直しを含めた効率的な運営が課題となっています。

情報は、白河地方広域市町村圏整備組合に加入して、情報通信ネットワークの整備・管理が行われています。広域的に公共ネットワークが構築されるなど地域情報化が推進されています。今後は保健・医療・教育・防災など多分野における情報ネットワーク化や携帯電話の不通話地区の解消など、さらなる地域情報化の推進が課題となっています。

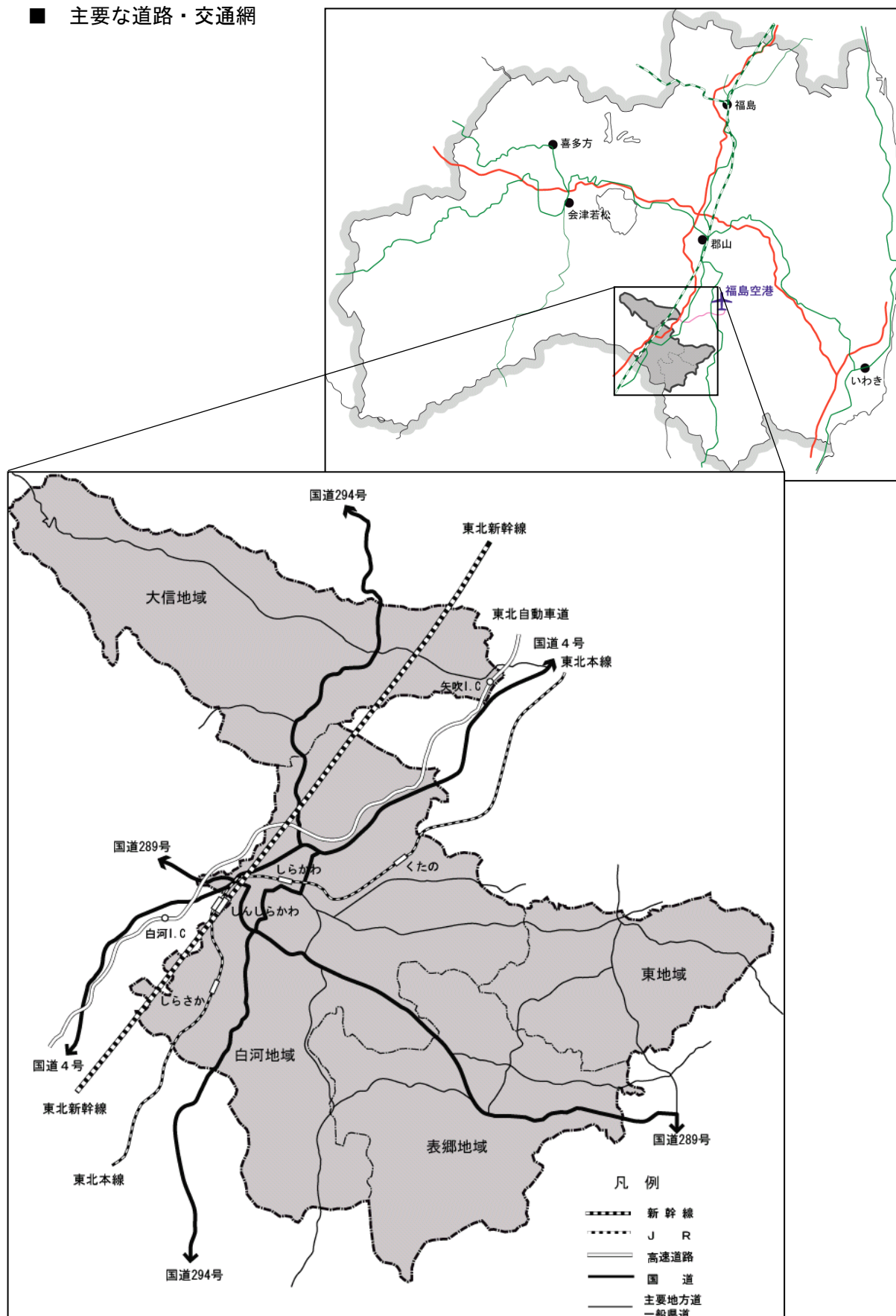
■ 道路の状況

項目 地域名	区 分	路線数	実延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
白河地域	国 道	3	26,503	96.8	100.0
	県 道	11	43,870	96.1	100.0
	市村道	1,071	499,178	53.0	72.5
表郷地域	国 道	1	8,550	100.0	100.0
	県 道	6	24,303	62.8	100.0
	市村道	232	162,649	44.8	57.7
大信地域	国 道	1	7,942	95.8	100.0
	県 道	3	26,330	59.3	100.0
	市村道	208	147,863	61.9	74.2
東 地 域	国 道	0	0	—	—
	県 道	4	19,913	70.7	100.0
	市村道	284	182,891	58.2	62.0

注) 平成16年4月1日現在

資料：各市村

■ 主要な道路・交通網



(5) 産業の状況

① 就業構造

4地域の就業者総数は33,548人（平成12年国勢調査）となっており、平成7年と比べると478人の増加となっています。産業別でみると、第1次産業が2,740人、第2次産業が13,648人、第3次産業が17,150人となっており、第1次産業で減少傾向にあり、第2次産業も平成2年以降減少傾向で推移しています。第3次産業は人数、構成比率ともに増加傾向で推移しています。

地域別の推移をみても、各地域とも第1次産業は人数、構成比率ともに減少しており、平成12年で白河地域が5.4%、表郷地域が13.0%、大信地域が11.7%、東地域が21.1%となっています。

第1次産業：農業、牧畜業、水産業、狩猟業などの採取産業。

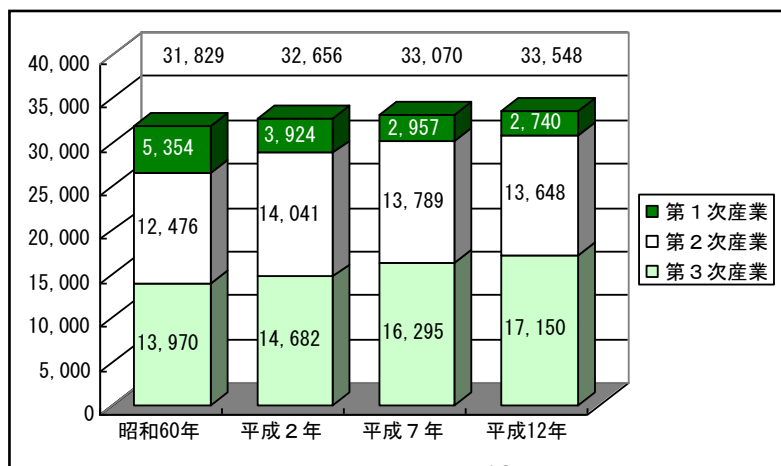
第2次産業：製造業、建設業などの加工業を中心とする産業。

第3次産業：商業、運輸通信業、金融・保険、公務など第1・2次産業以外の産業。

■ 就業者数の推移

（単位：人、％）

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60~H2	H2~H7	H7~H12
総人口		62,596	63,839	65,155	66,048	0.40	0.41	0.27
就業者総数		31,829	32,656	33,070	33,548	0.51	0.25	0.29
第1次産業		5,354 (16.8)	3,924 (12.0)	2,957 (8.9)	2,740 (8.2)	△5.34	△4.93	△1.47
第2次産業		12,476 (39.2)	14,041 (43.0)	13,789 (41.7)	13,648 (40.7)	2.51	△0.36	△0.20
第3次産業		13,970 (43.9)	14,682 (45.0)	16,295 (49.3)	17,150 (51.1)	1.02	2.20	1.05
就業率		50.8	51.2	50.8	50.8	-	-	-



資料：国勢調査
注）就業者総数には、昭和60年に29人、平成2年に9人、平成7年に29人、平成12年に10人の分類不能を含む。

② 農業

4地域は共通して農業を基幹産業とし、農業用水の確保や優良農地の整備などを積極的に推進してきました。水田風景が一面に広がり、良質な米の産地となっているとともに、トマト・キュウリなどの野菜、果樹、花きの栽培や畜産なども行われています。

しかし、近年の農畜産物の輸入拡大や米の生産調整、農家の担い手不足、兼業化の進行、養蚕などの衰退による遊休農地の増加など、当地域の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、自然・環境に対する配慮、食の安全性に対する意識の高まりへの対応、ブランド化等による販路の拡大など、環境にやさしく競争力のある農業振興策を推進することが求められています。

2000年世界農林業センサスによると、4地域の総農家数は3,308戸、経営耕地面積は5,038haとなっています。また、農業産出額は総額で約96億円（平成14年生産農業所得統計）となっており、部門別でみると「米」が約49億円で最も多く、次いで「野菜」が約22億円となっています。

③ 林業

4地域の森林面積は17,297haで総面積の56.7%を占め、うち国有林が4,894ha、民有林が12,403haで、林家数は1,394戸（2000年世界農林業センサス）となっています。

林業においても、後継者不足や外材の輸入増加による木材価格の低迷など取り巻く情勢は厳しさを増しており、木材生産機能とともに森林の持つ多面的機能の維持・向上及び積極的な活用によって持続可能な森林経営を行うことが課題となっています。

④ 商業

4地域の商業は、近年クルマ社会の進展とともに白河地域の国道沿いを中心に大型小売店の進出が相次ぎ、県南地域の商業の核となっています。しかし、一方では既存商店街の衰退が著しく、中心部における空店舗の増加による空洞化の問題などが表面化してきています。

4地域の卸売業、小売業を合わせた商店数は993店、従業者数は5,856人、

年間販売額は約 1,251 億円（平成 14 年商業統計調査）となっています。前回調査（平成 11 年）と比較すると商店数、年間販売額ともに減少しています。

⑤ 工業

4 地域の工業は、高速道路の近接性などの立地特性を活かし、各地域に整備した工業団地等を中心に企業誘致を進め、地場産業とともに地域経済に大きく貢献してきました。しかし、長引く不況や経済のグローバル化※、それに伴う生産拠点の海外移転等による空洞化の問題が表面化する中、当地域の工業も総体的に停滞傾向にあります。このような中、物流に配慮した高速道路等へのアクセスの向上や、豊かな工業用水の利用が見込める業種を中心にさらなる企業誘致の推進とともに、既存企業の経営の安定と活性化を支援する地域ぐるみの工業振興が望まれています。

4 地域の事業所数は 196 事業所、従業者数は 6,806 人、製造品出荷額等は約 2,427 億円（平成 14 年工業統計調査）となっています。前年調査と比較すると、事業所数、従業者数は減少していますが、製造品出荷額等は増加しています。

グローバル化：経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。

⑥ 観光

4 地域には、奥州三古関の一つである白河関跡をはじめ、古墳や城などの歴史資源や、大切に保全されている自然、その自然を生かした河川・山・公園などのレジャー・宿泊施設、温泉、伝統的な祭りやイベント、芸術・文化・スポーツ資源などの観光資源が数多くあり、平成 15 年度には約 126 万人の観光客が訪れています。

しかし、観光客のおよそ 85% が日帰り客となっていることなどから、豊富な観光資源の一層の活用や広域的連携による一体的な観光地づくりと、グリーン・ツーリズム※などの他産業との連携による滞在・体験型観光の振興が必要となっています。

グリーン・ツーリズム：農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

2 将来人口・世帯・就業構造の見通し

(1) 人口

将来人口は、「白河市人口ビジョン」における人口の将来展望を引用しており、この推計は、平成27年の国勢調査結果を基本とした国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し、合計特殊出生率や人口移動について市独自の目標値を加えて算出しています。

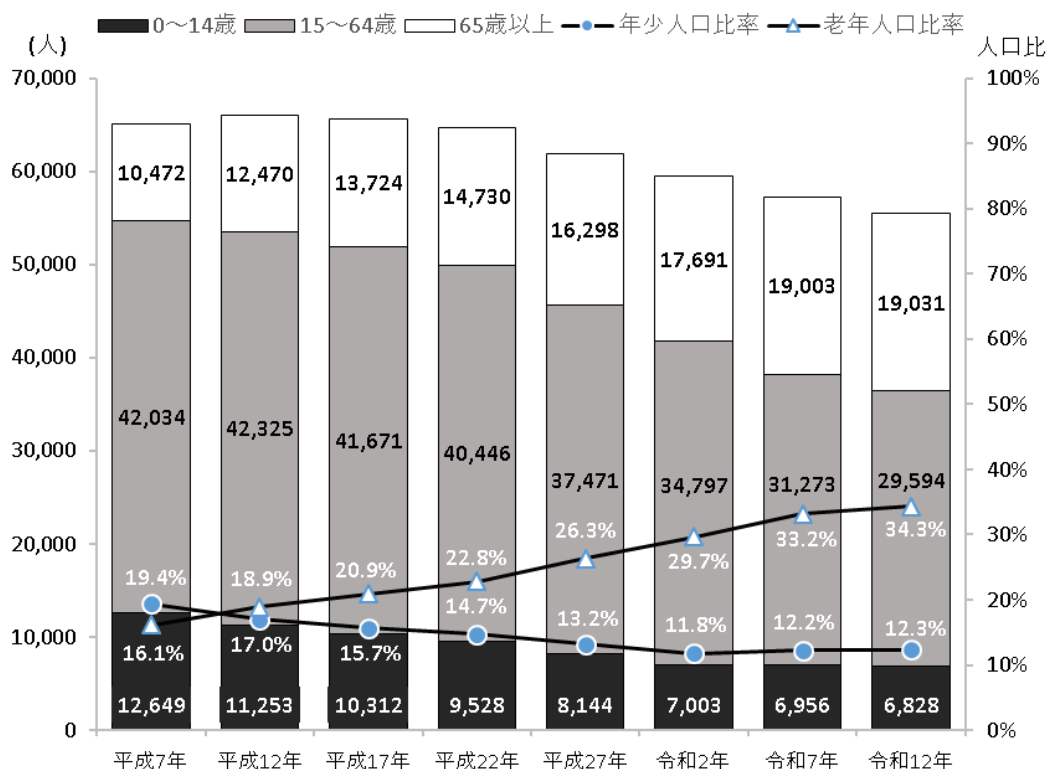
その結果、令和2年の国勢調査結果の総人口59,491人、老年人口の割合29.7%が、令和12年には55,453人、34.3%となることが見込まれます。

■将来人口の見通し

(単位：人、%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	65,155 100.0%	66,048 100.0%	65,707 100.0%	64,704 100.0%	61,913 100.0%	59,491 100.0%	57,232 100.0%	55,453 100.0%
年少人口 (0～14歳)	12,649 19.4%	11,253 17.0%	10,312 15.7%	9,528 14.7%	8,144 13.2%	7,003 11.8%	6,956 12.2%	6,828 12.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	42,034 64.5%	42,325 64.1%	41,671 63.4%	40,446 62.5%	37,471 60.5%	34,797 58.5%	31,273 54.6%	29,594 53.4%
老年人口 (65歳以上)	10,472 16.1%	12,470 18.9%	13,724 20.9%	14,730 22.8%	16,298 26.3%	17,691 29.7%	19,003 33.2%	19,031 34.3%

注) 四捨五入により、構成比の合計は100%にならない場合がある。



(2) 世帯

世帯数を平成7年から令和2年までの6回の国勢調査結果に基づきトレンド法により推計した結果、令和2年の23,763世帯から令和12年には25,206世帯へと増加傾向で推移するものと見込まれます。

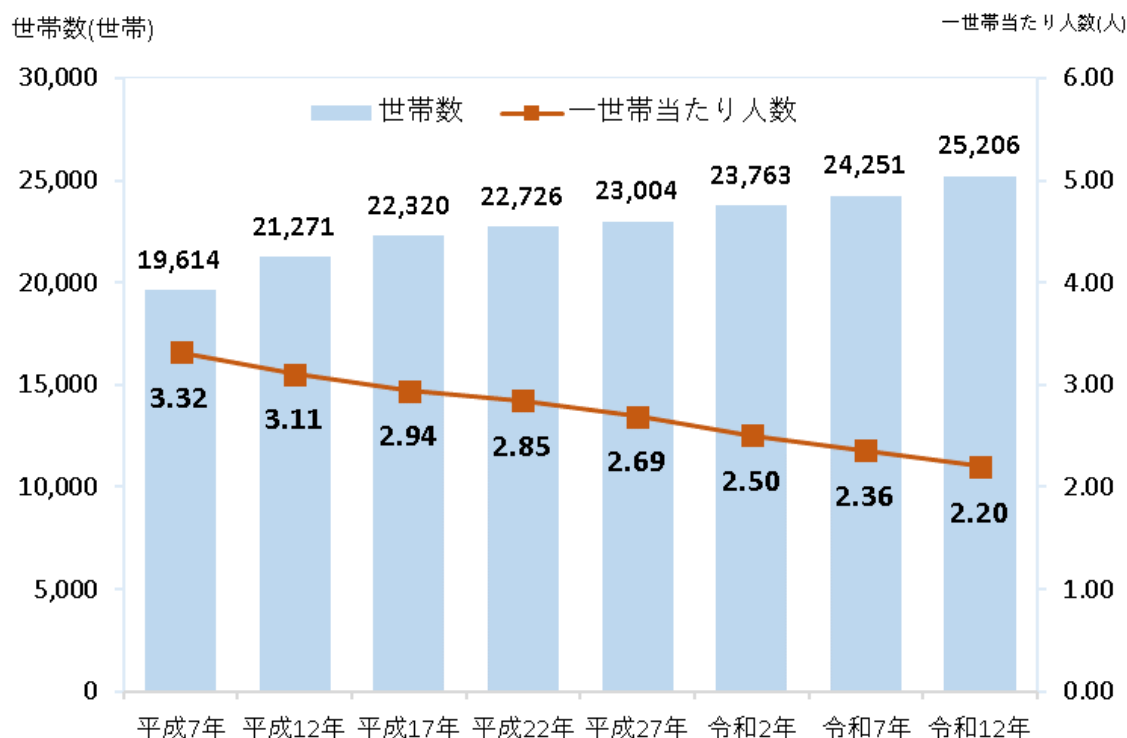
また、一世帯当たり人数の推計結果は、令和2年の2.50人から令和12年には2.20人へと減少傾向で推移するものと見込まれます。

トレンド法：過去のデータの傾向をみる上で、何らかの直線あるいは曲線で傾向を示す方法で、実測値との誤差が最も少なくなる直線・曲線を微分法により数学的に求める方法。

■世帯数・一世帯当たり人数の見通し

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	65,155	66,048	65,707	64,704	61,913	59,491	57,232	55,453
世帯数	19,614	21,271	22,320	22,726	23,004	23,763	24,251	25,206
一世帯当たり 人数	3.32	3.11	2.94	2.85	2.69	2.50	2.36	2.20



(3) 就業構造

就業人口についても、世帯数と同様にトレンド法により推計した結果、就業人口総数は令和2年の29,014人から令和12年には26,235人へと減少傾向で推移するものと見込まれます。

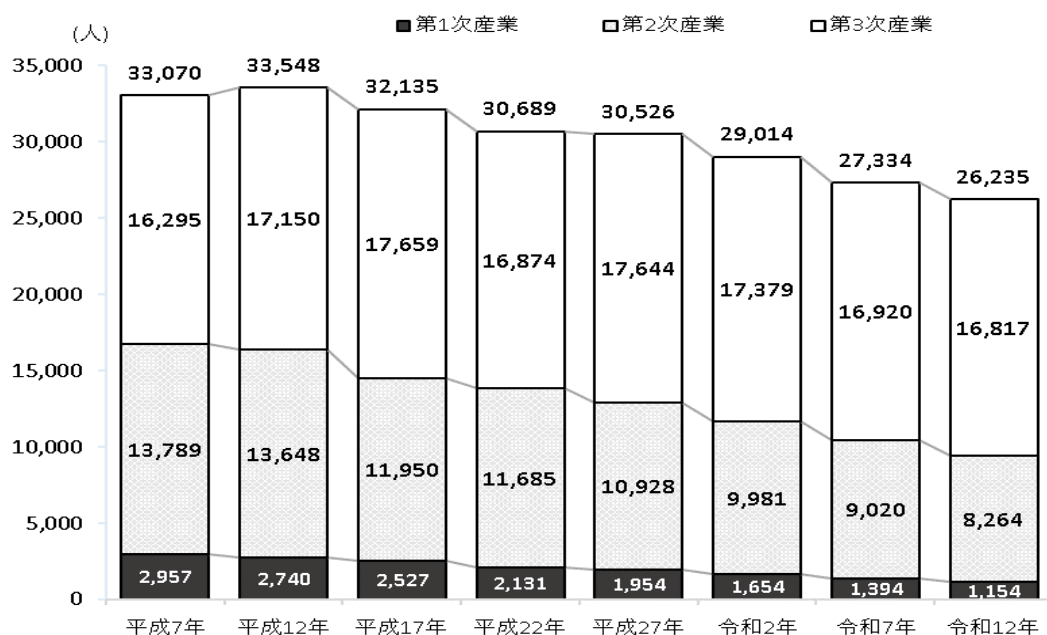
また、産業大分類の就業人口の推計結果は下表のとおりであり、第1次産業就業者数は令和2年の1,654人(5.7%)から令和12年には1,154人(4.4%)へ、第2次産業就業者数は令和2年の9,981人(34.4%)から令和12年には8,264人(31.5%)へ、第3次産業就業者数は、令和2年の17,379人(59.9%)から令和12年には16,817人(64.1%)へいずれも減少傾向で推移するものと見込まれます。

■就業構造の見通し

(単位：人、%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	65,155	66,048	65,707	64,704	61,913	59,491	57,232	55,453
就業人口 就業率	33,070 50.8%	33,548 50.8%	32,135 48.9%	30,689 47.4%	30,526 49.3%	29,014 48.8%	27,334 47.8%	26,235 47.3%
第1次産業 構成比	2,957 8.9%	2,740 8.2%	2,527 7.9%	2,131 6.9%	1,954 6.4%	1,654 5.7%	1,394 5.1%	1,154 4.4%
第2次産業 構成比	13,789 41.7%	13,648 40.7%	11,950 37.2%	11,685 38.1%	10,928 35.8%	9,981 34.4%	9,020 33.0%	8,264 31.5%
第3次産業 構成比	16,295 49.3%	17,150 51.1%	17,659 55.0%	16,874 55.0%	17,644 57.8%	17,379 59.9%	16,920 61.9%	16,817 64.1%

注) 四捨五入により、構成比の合計は100%にならない場合がある。



第3章 新しいまちづくりに向けての住民ニーズ ～アンケート調査結果～

1 調査の概要

合併に対する期待や新市の将来イメージなどについて住民の意向を把握するため、白河市、表郷村、大信村の3市村は同一調査票で平成16年4月に、東村は独自調査票で16年7月に、それぞれアンケート調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

■ 調査の概要

調査の種類	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
白河市・表郷村・大信村 アンケート調査	18才以上の住民	6,000 票	2,452 票	40.9%
東村アンケート調査	18才以上の住民	4,855 票	2,964 票	61.1%

2 調査結果

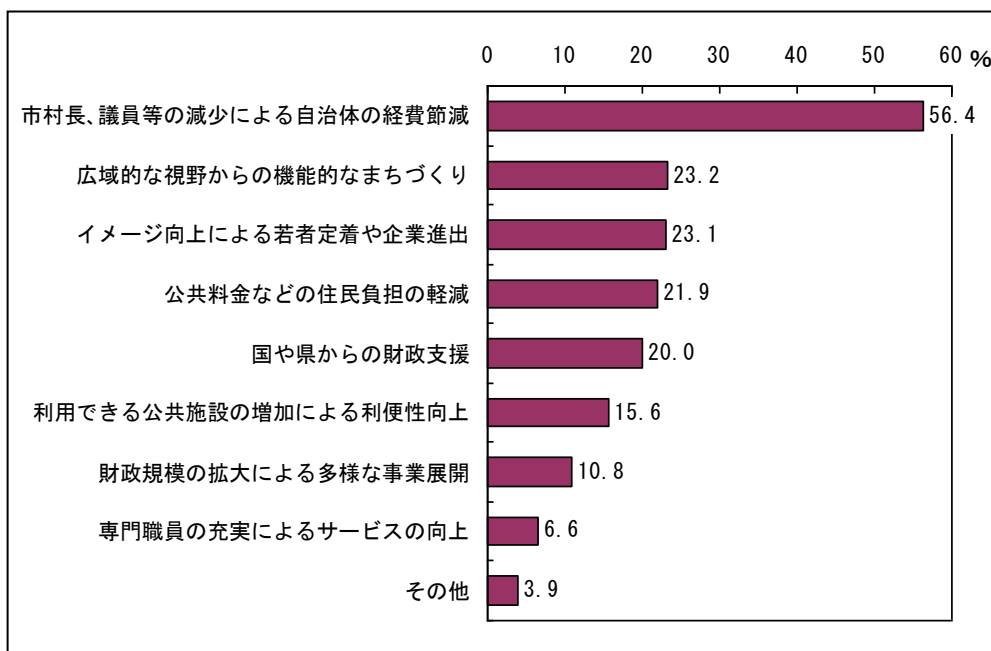
(1) 白河市・表郷村・大信村アンケート調査結果

3市村住民の合併に対する意向は、以下のとおりまとめられます。

① 合併で期待すること

合併で期待することをたずねたところ「市村長、議員等の減少による自治体の経費節減」(56.4%) が他を大きく引き離して第1位に挙げられ、経費節減に期待する人が多い結果となりました。次いで「広域的な視野からの機能的なまちづくり」(23.2%)、「イメージ向上による若者定着や企業進出」(23.1%) の順となりました。

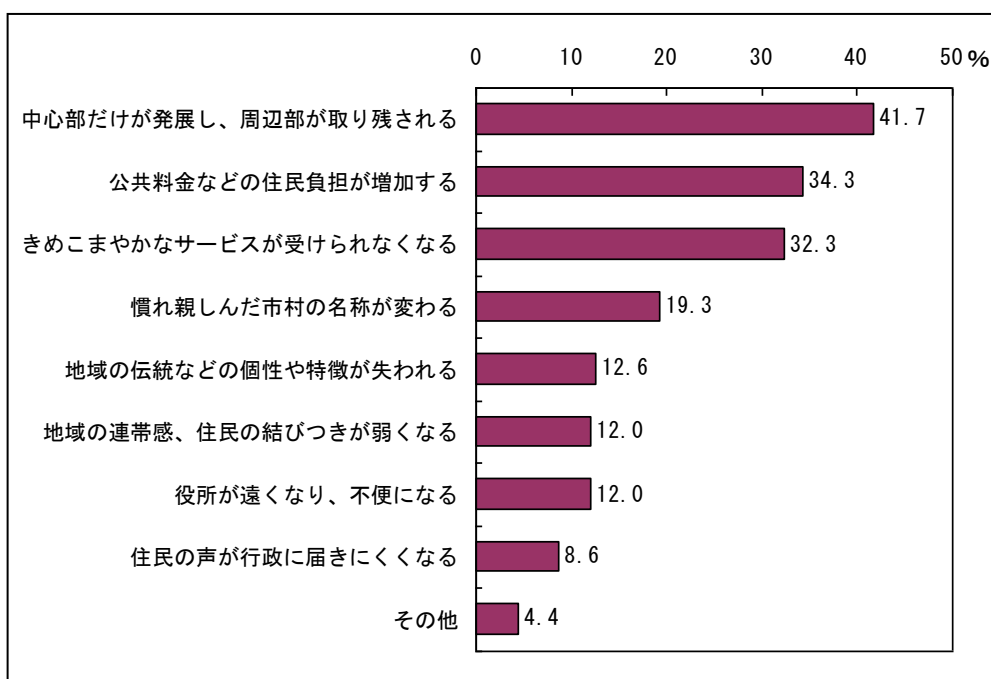
■ 合併で期待すること（全体／複数回答）



② 合併で心配すること

合併で心配することをたずねたところ「中心部だけが発展し、周辺部が取り残される」（41.7%）が第1位に挙げられ、次いで「公共料金などの住民負担が増加する」（34.3%）、「きめこまやかなサービスが受けられなくなる」（32.3%）の順となりました。

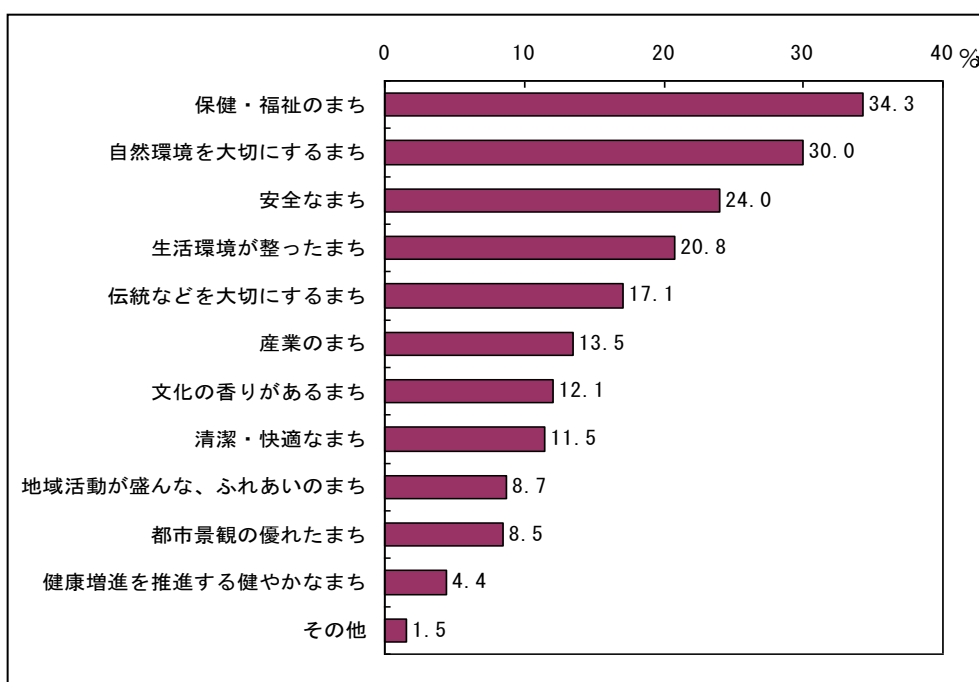
■ 合併で心配すること（全体／複数回答）



③ 新しい市の将来イメージ

新しい市の将来イメージについてたずねたところ「保健・福祉のまち」(34.3%)が第1位に挙げられ、次いで「自然環境を大切にすまち」(30.0%)、「安全なまち」(24.0%)、「生活環境が整ったまち」(20.8%)の順となりました。上位回答をみると、“保健・福祉”を中心に、“自然環境”や“安全性”などを重視したまちづくりに関心が集まっていることが伺えます。

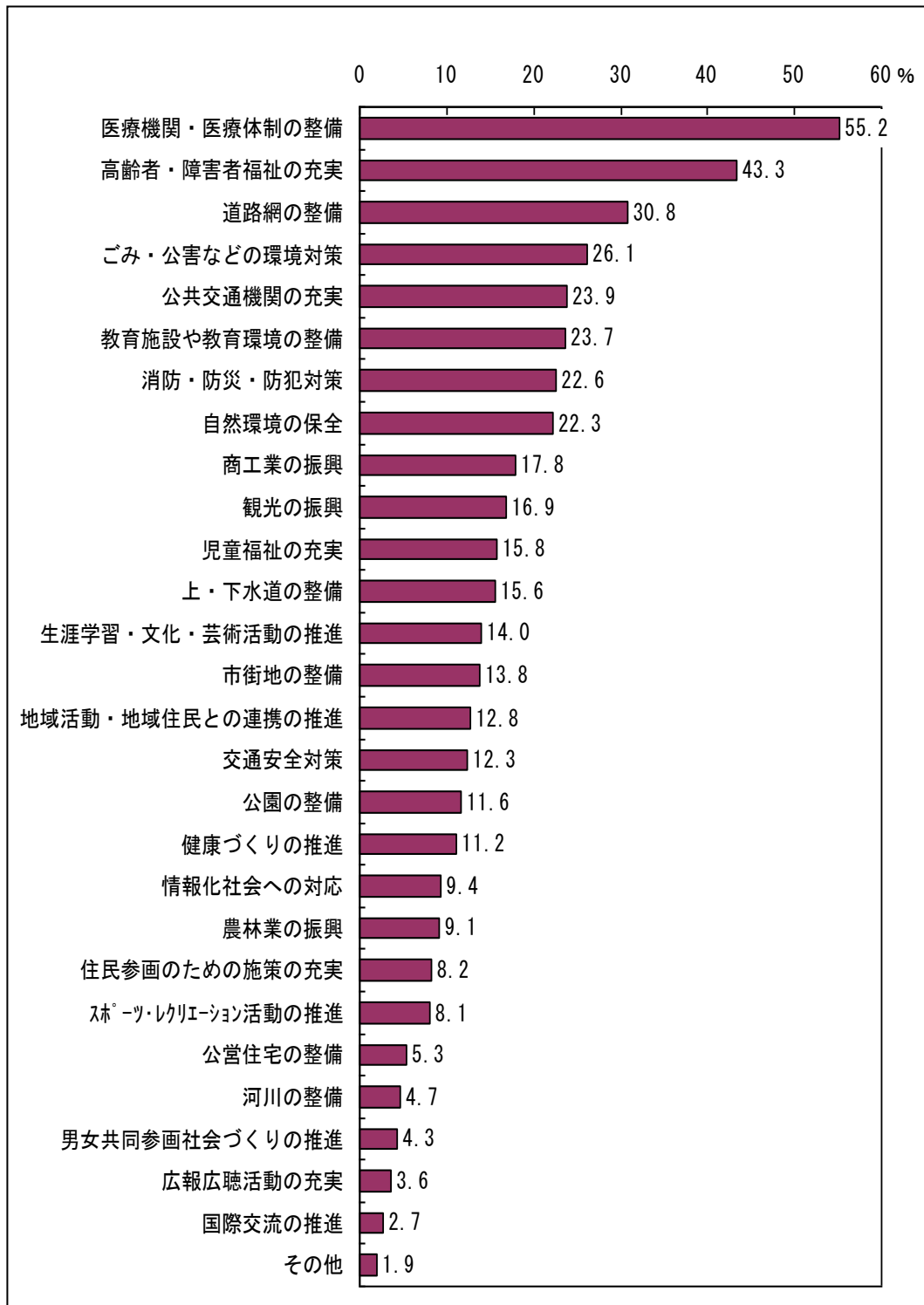
■ 新しい市の将来イメージ（全体／複数回答）



④ 重点的に取り組むべき施策

新市となって重点的に取り組むべき施策についてたずねたところ「医療機関・医療体制の整備」(55.2%)が他を引き離して第1位に挙げられ、「高齢者・障害者福祉の充実」(43.3%)が続き、これらが2大施策要望となっています。次いで「道路網の整備」(30.8%)、「ごみ・公害などの環境対策」(26.1%)、「公共交通機関の充実」(23.9%)、「教育施設や教育環境の整備」(23.7%)、「消防・防災・防犯対策」(22.6%)、「自然環境の保全」(22.3%)の順となっており、道路交通や環境対策、さらには教育環境や安全対策などへの施策要望の強いことが伺えます。

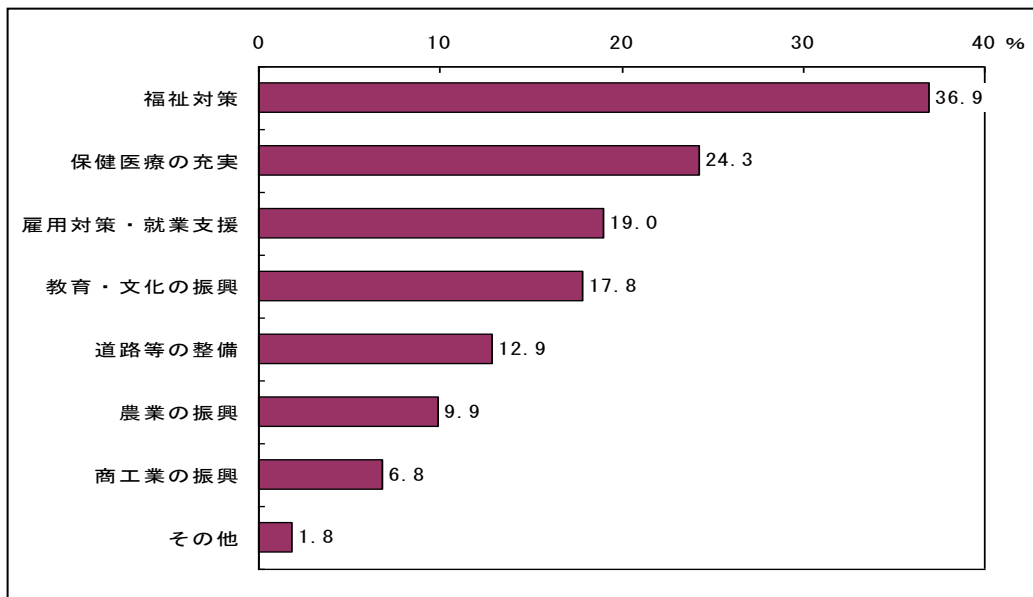
■ 重点的に取り組むべき施策（全体／複数回答）



(2) 東村アンケート調査結果

東村単独で実施したアンケート調査の中で、今後特に充実してほしい施策についてたずねたところ「福祉対策」が第1位を占め、次いで「保健医療の充実」、「雇用対策、就業支援」、「教育文化の振興」と続いています。3市村の住民意向と同じく“福祉”と“保健医療”が2大施策要望となっています。

■今後特に充実してほしい施策（全体／複数回答）



3 住民ニーズの反映

以上2つの調査結果から、新しいまちづくりにあたっては

- “保健・福祉”を中心に“自然環境”や“安全性”などを重視したまちづくりに取り組むこと
- 中心部だけが発展し、周辺部が取り残されることがないように努めること
- これまでと同じようなきめ細やかな住民サービスの提供に努めること
- 自治体の経費節減に努めること

などが大きな住民ニーズとして把握されました。これらは新市として取り組むべき施策内容に反映し、住民ニーズに即したまちづくりの推進に努めていきます。

第4章 新しいまちづくりの基本方針

1 新市の将来像

(1) 4市村のこれまで取り組んできたまちづくりの方向

4市村の総合計画から、これまで取り組んできたまちづくりの基本目標、将来像、施策の方向等をまとめると次のとおりです。

■ 総合計画にみる4市村のまちづくりの方向

	将来像・基本目標	施策の柱・基本方向
白河市総合計画 (2000～2009)	〈将来都市像〉 豊かさあふれる生涯都市 しらかわ	〈施策の大綱〉 ①快適で美しいまち・白河 ②安心とゆとりを感じるまち・白河 ③やさしさとぬくもりに満ちたまち・白河 ④豊かで活力あふれるまち・白河 ⑤夢と生きがいを育むまち・白河 ⑥市民とともに歩むまち・白河
表郷村振興計画 (2001～2010)	〈将来像〉 豊かで、美しい、誇れる ふるさと表郷	〈むらづくりの目標〉 ①すべての村民が健やかに暮らせるむらづくり ②健康で豊かな心を育てるむらづくり ③美しい環境を享受し、安心できるむらづくり ④豊かさを実感できるむらづくり ⑤村民とともに成長するむらづくり
大信村総合振興計画 (1996～2005)	〈むらづくりの基本目標〉 世界中で唯一の一番美しい ふるさと 天地の創造	〈目標達成のための4つの柱〉 ①心豊かで、生きがいのもてるふるさとをつくる ②健康で、幸せに暮らせるふるさとをつくる ③快適で、潤いのあるふるさとをつくる ④賑わいと、活力のあるふるさとをつくる
東村振興計画 (1996～2005)	〈将来像〉 うるおいと活力のある東村	〈施策の大綱〉 ①思いやりの心と誰もが安心して暮らせる安らぎのある村 ②自然環境と調和したきれいで安全な村 ③教育と文化の充実した心豊かな村 ④活力ある産業と実りのある労働 ⑤住民と行政が信頼関係で結ばれた近代的な行財政

これらから4市村のこれまでのまちづくりに共通した方向性やキーワード等を見ると以下のとおりであり、新市においても重点的に取り組む方向がみえてきます。

- ・ 広域的に連携した安心・快適なまちづくりを進めている
- ・ 心の豊かさ、教育、人づくりを重視したまちづくりを進めている
- ・ 高齢化や少子化に対応した、健康と人へのやさしさを重視したまちづくりを進めている
- ・ 自然と共生し、美しく潤いのある環境づくりを重視したまちづくりを進めている
- ・ 首都圏への近接性や広域交通条件の良さを生かした産業振興や学術文化拠点づくりを重視したまちづくりを進めている
- ・ 住民と行政がともに歩み成長する、参画と協働のまちづくりを目指している

(2) 新市まちづくりの目指すところ

4市村をひとつのまちとしてみると、これまで個別の市村では見い出せなかった新しい地域としての特性・可能性を見い出すことができます。その可能性を引き出し、地域の新たな発展と暮らしの安心、快適さを高めていくことが新市としての新しいまちづくりの目指すところです。具体的には次の6つのまちづくりを目指します。

①新市の広域拠点性の強化「県南中核都市のまちづくり」

——4市村が一体となることにより県南の中核都市としての位置づけが強化され、生活、経済、交流など多くの分野で広域的な機能が一層高まることが期待されます。今後さらに広域的な拠点性を高めるよう努め、これまで以上に人・物・情報が多く集まり、地域間競争力や自立発展力が強いまちとなることを目指します。さらに、県南中核都市にふさわしい都市基盤の整備や安全なまちづくりを進めるとともに、中心市街地から周辺地域に至るまで、それぞれの地域特性を生かした活力あるまちづくりを目指します。

②新市の多彩な人と文化の融合「新ふるさとづくり」

——4市村が一体となることにより、これまで各市村で築いてきたそれぞれの地域文化、伝統、コミュニティ活動や活動拠点としての生涯学習・スポーツ施設等が共有されることになります。新市としてこれらを生かして、多彩で多様な“人と文化”にふれあい、交流する機会の拡充を図るとともに、ふれあい・交流活動を通して新市住民の一体感意識・ふるさと意識の醸成を目指します。

③新市の住民パワーのネットワーク「住民相互に支えあうまちづくり」

——4市村が一体となることにより、住民相互で支えあい助けあう住民パワーのネットワーク網が強化されることになります。少子・高齢社会は新市においても一層進行し、健康・福祉対策の充実が住民に最も強く望まれています。地域ぐるみで支えあい助けあう健康福祉のまちづくりを目指します。

④新市の豊かな水とみどりの保全「資源循環型のまちづくり」

——4市村が一体となることにより、山・川・田園・湖沼などの自然環境が多様に豊かに広がることになります。住民も、この自然環境を誇りに思い、大切に保全し、次代に残していくことを強く望んでいます。新市として上流水源地域と下流地域住民の環境保全交流事業の推進や循環型農業の展開、自然エネルギーの活用等を図って循環型社会の確立を目指します。

⑤新市の多彩な地域資源の活用「県南産業拠点のまちづくり」

——4市村が一体となることに加え、恵まれた交通・立地条件や自然条件を生かし、安全・安心の食の産業や首都圏からの受け皿となる工業、県内でも有数の集積が進む商業、さらには観光業など多くの産業がそれぞれに存在を主張する複合産業のまちとなることが期待されます。こうした中で、特に新市の基幹産業としての第1次産業の基盤をさらに強化するとともに、新市となって多彩になる観光交流産業の体制を拡充し、商業や工業など他産業との新たな連携を確立することで、それぞれの産業が相乗効果によって発展を続け、雇用力の大きい活力ある産業のまちとなることを目指します。

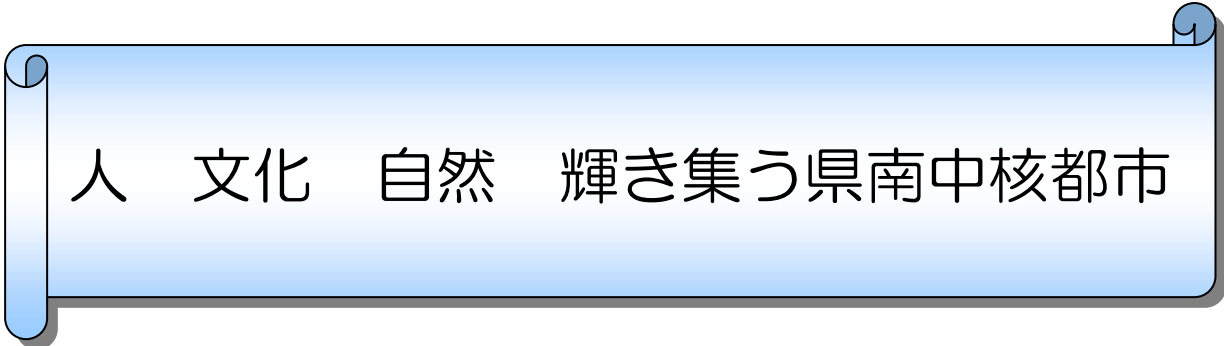
⑥新市の行財政基盤の強化「参画と協働のまちづくり」

——4市村が一体となることにより行財政基盤が強化されることになります。地方分権の時代潮流に対応し、これまでも進められてきた参画と協働のまちづくりを一層充実するとともに行財政改革に取り組み、将来にわたって健全で安定的な自治体経営基盤の確立を目指します。

（３）新市の将来像

新しいまちは面積が 305.3 k m²となり、そこには人口およそ 6.6 万人の人々の多彩な暮らしと産業、さらには多様で豊かな自然と文化の輝きがあります。4 市村それぞれがこれまでに取り組んできたまちづくりの成果を引き継ぐとともに、広いステージと人口規模の拡大等を活かした新しいまちづくりを積極的に進め、各分野で新たな地域の価値や可能性を引き出すまちづくりを目指します。

“新市まちづくりの目指すところ”等を踏まえ、新市の将来像を次のとおりに設定します。

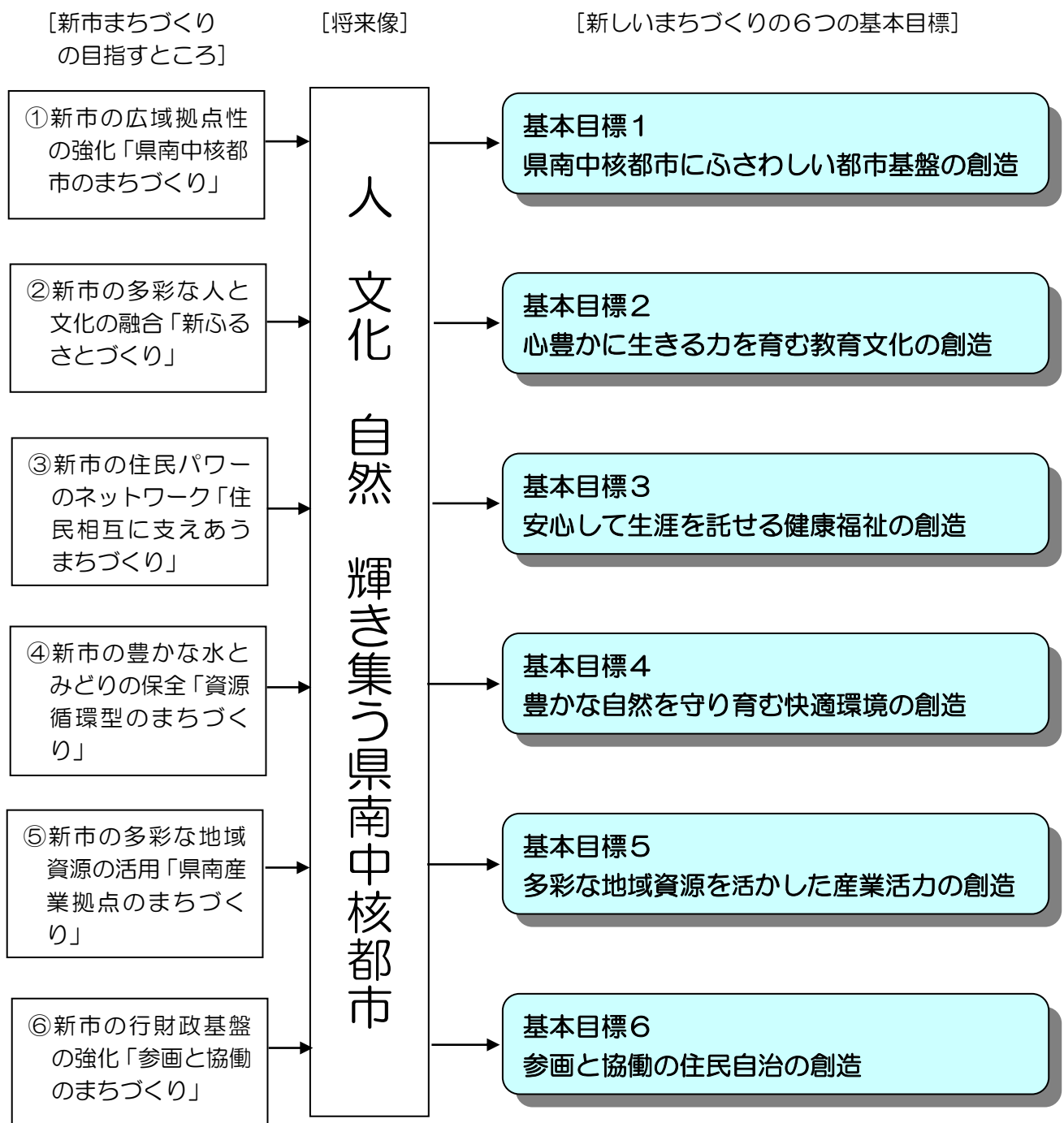


人 文化 自然 輝き集う県南中核都市

2 まちづくりの基本目標

(1) 新しいまちづくりの6つの基本目標の設定

新市の将来像の実現を図るため“新市まちづくりの目指すところ”を踏まえ、次のとおり6つの基本目標を定めます。



(2) 基本目標の展開と基本施策の体系

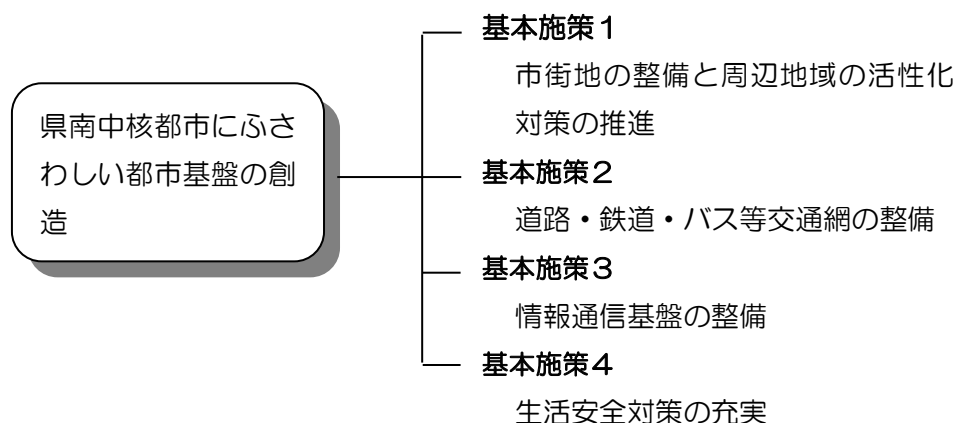
基本目標 1 県南中核都市にふさわしい都市基盤の創造

県南の中核都市として、また新市としての一体感や自立度を高めるためにも中心市街地の整備再生を図る必要があります。このため白河駅周辺の中心市街地や表郷地域、大信地域、東地域の各中心地を対象に、計画的に市街地環境・住環境整備事業を推進し、都市的機能の充実、商業機能の再編・再生等に努め、若者も集う魅力的な都市的交流空間づくりを進めます。

一方で、今回実施したアンケート調査で“合併で心配すること”の第1位に「中心部だけが発展し、周辺部が取り残される」ことが挙げられていることから、周辺地域活性化のための各種事業を実施し、新市全体の均衡ある発展を目指します。さらに、周辺地域と白河・表郷・大信・東の各中心地域を結ぶネットワークや各中心地域同士を結ぶ強力なネットワークを作ることによって、県南中核都市にふさわしいまちづくりを進めます。

また、その基盤となる4地域を結ぶ国・県道、基幹市道の道路体系整備や鉄道・バスなどの公共交通体系の充実を図るとともに、IT時代に対応する高度情報通信体系の整備等を進めて住民生活の利便性・快適性の向上に努めます。

一方、平成10年8月の豪雨災害の記憶も新しいことから、自然災害・交通事故・犯罪などに対する安全なまちづくりへの住民ニーズは強く、広大な面積となる新市では、安心して暮らせるまちづくりに対する要望は、ますます強くなると思われます。このため、新市全体の視点で安全性を総点検し、自然災害に対する危機管理をはじめ、交通安全や防犯等の生活安全対策の充実を図り、住民の生命と財産を守ります。

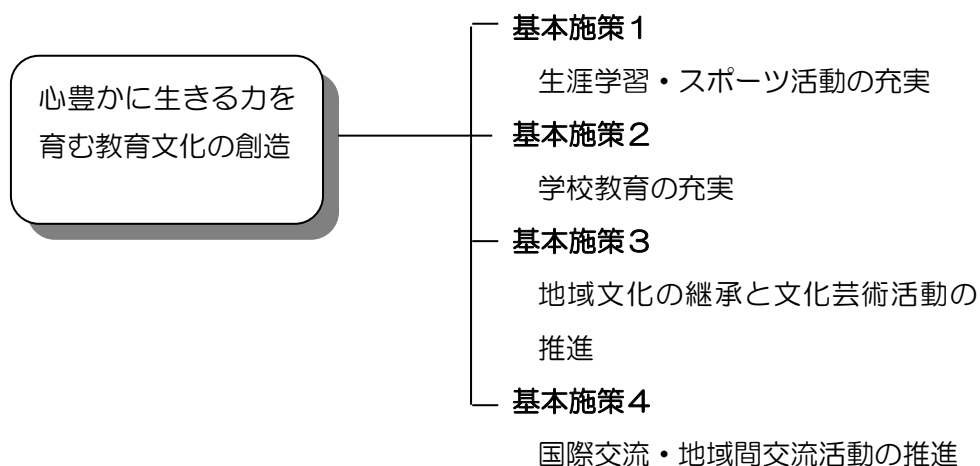


基本目標２ 心豊かに生きる力を育む教育文化の創造

教育・文化・スポーツ・交流の充実については若年層を中心に強く望まれており、若者定住の促進の視点からも積極的な対応が求められています。このため、新市全体の視点で社会教育・スポーツ施設の再編成とネットワーク整備、さらには活動拠点施設の整備等を図り、住民の自己実現意識の高まりなどに対応した質の高い生涯学習の推進、文化芸術・スポーツレクリエーション活動を積極的に進めます。

また、通学区の再編や学校施設の整備充実等について検討するとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを進め、教育の充実に努めます。

さらに、新市全体の視点で地域文化・芸能・祭り等を再確認し、継承・発展のための支援を図ります。一方で、広く全国、世界をみつめ、学習する場としての国内外都市との交流活動を積極的に展開します。

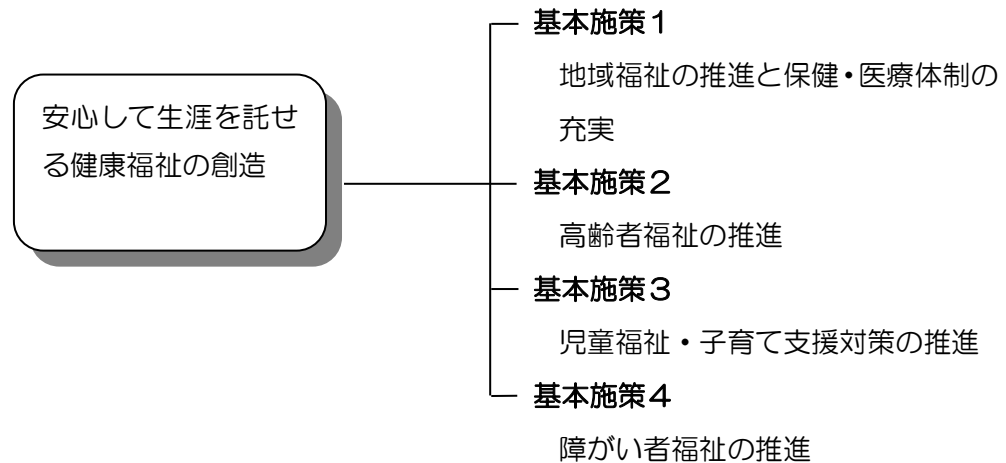


基本目標３ 安心して生涯を託せる健康福祉の創造

少子・高齢化への対応として保健・医療・福祉の充実是新市において大きな課題の1つとなっています。このことは、今回実施したアンケート調査においても“重点的に取り組むべき施策”の第1、第2位に保健・医療の充実や福祉施策の充実が挙げられていることから明らかです。このため新市の住民が力を合わせて助けあい、支えあい、健康で共に生きることができるよう地域福祉体制の確立・充実を図るとともに医療機関と保健センター等との連携を図って

地域医療・地域健康づくり活動などの充実に努めます。

また、新市全体の視点で保健・医療・福祉の連携を再編・強化し、高齢者や障がい者などの在宅福祉・施設福祉・生きがい対策の充実に努めるとともに、子育て支援の充実や児童の健全育成に努めます。



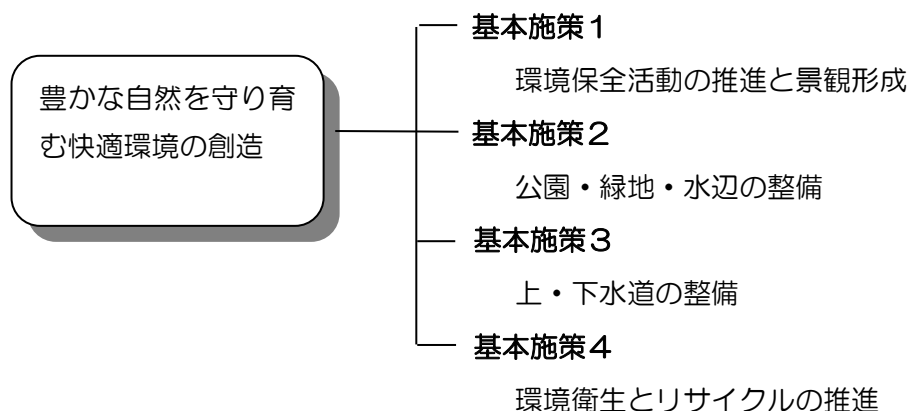
基本目標4 豊かな自然を守り育む快適環境の創造

今回実施したアンケート調査で“新しい市の将来イメージ”の第2位に「自然環境を大切にすまち」が挙げられています。豊かな水と緑に包まれた中で、住民は自然環境を大切にし、ごみのないきれいなまちづくりを強く望んでいることがわかります。このため、豊かな自然環境の保全を計画的に進めるとともに、住民・事業者・行政が一体となったエコライフ※の普及・実践や循環型農業の展開など、循環型社会の形成に努めるほか、太陽光や風力など自然エネルギーの活用による地球環境保全への貢献、環境学習交流の推進、特色あるふるさと景観づくりの推進など、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

また、住民に身近な公園・緑地・河川の親水空間整備等を計画的に進め、家族で憩える水と緑と花のネットワーク形成に努めます。

さらに上・下水道の整備や、ごみ・し尿処理の適切な実施など環境衛生対策の充実に努めるとともに、住民の主体的な取り組みによるごみの減量化やリサイクル運動の推進、公害防止意識・環境美化意識の高揚等を図り、きれいな環境づくりを進めます。

エコライフ：環境と共生する生活スタイルを実践すること。



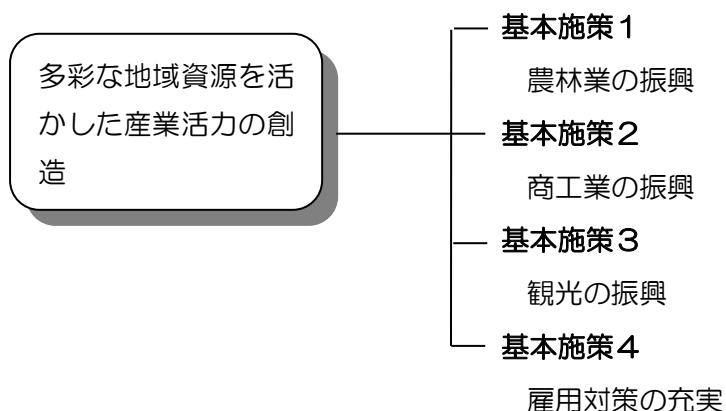
基本目標5 多彩な地域資源を活かした産業活力の創造

働く場の確保・充実、新市においても大きな課題の1つとなっています。農業は本地域の基幹を担っていますが、今後とも新市一体となって第1次産業の生産基盤を強化するとともに、安全・安心で良質な食料の供給体制を整え、第2次、第3次産業との新たな連携を確立することで雇用の促進を図り、地域経済の活性化を図ります。

また、恵まれた交通・立地条件を生かし首都圏からの企業立地の受け皿機能を強化するとともに、伝統的な地場産業の育成にも努め、住民の働く場の一層の確保・拡充に努めます。

一方、地域の人々の生活を支え、まちの賑わいを演出する商業については、中心市街地整備などと連携した商業環境整備や空店舗活用支援、共同事業支援等に努め、商業機能の再生・活性化を促します。

さらに、4市村の一体化による多彩な観光資源を活かし、グリーン・ツーリズムの視点で体験・交流型、滞在型の観光地づくりや広域観光ネットワークづくりに努め、首都圏等からの入込客の増加を図ります。

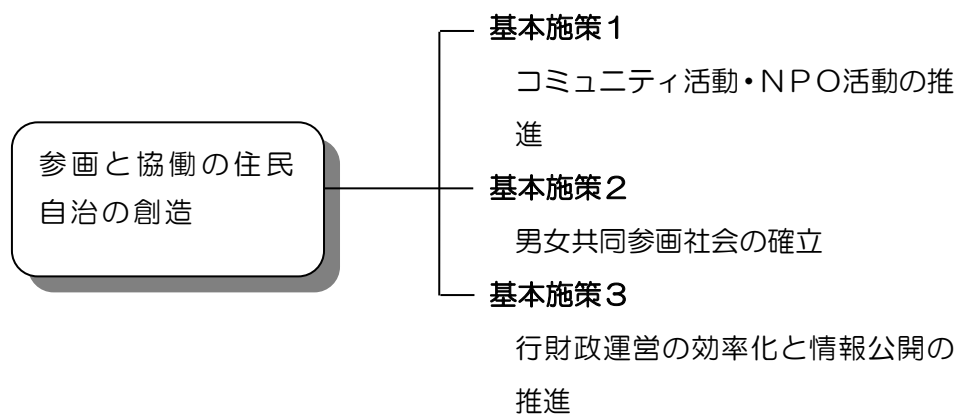


基本目標6 参画と協働の住民自治の創造

21世紀の地域課題を解決するため、地方分権及び住民自治の理念に基づき、従来の枠を越えた形での住民と行政の協働体制の確立や住民・各種団体の自主的なまちづくり活動等が一層求められています。このため、住民主導の各種団体の活動、コミュニティ活動、ボランティア活動やNPO活動など住民自らが主体となって進めるまちおこし活動の活性化を促します。

また、家庭・学校・地域・職場のあらゆる場で、人権や男女共同参画社会づくりに対する正しい理解と認識を深める教育・啓発の充実を図り、全ての住民が等しく社会参画できるまちづくりの実現に努めます。

さらに、行政サイドにおいても新市になって職員体制が強化されることに伴い、住民の行政ニーズの多様化・高度化に的確に対応できるよう組織・機構の強化確立や職員の資質向上を図ります。また、地域に密着した住民サービスの推進に努めるとともに、情報公開の徹底と住民参画行政の拡充等を図って、住民と共に進める行財政システムの確立に努めます。

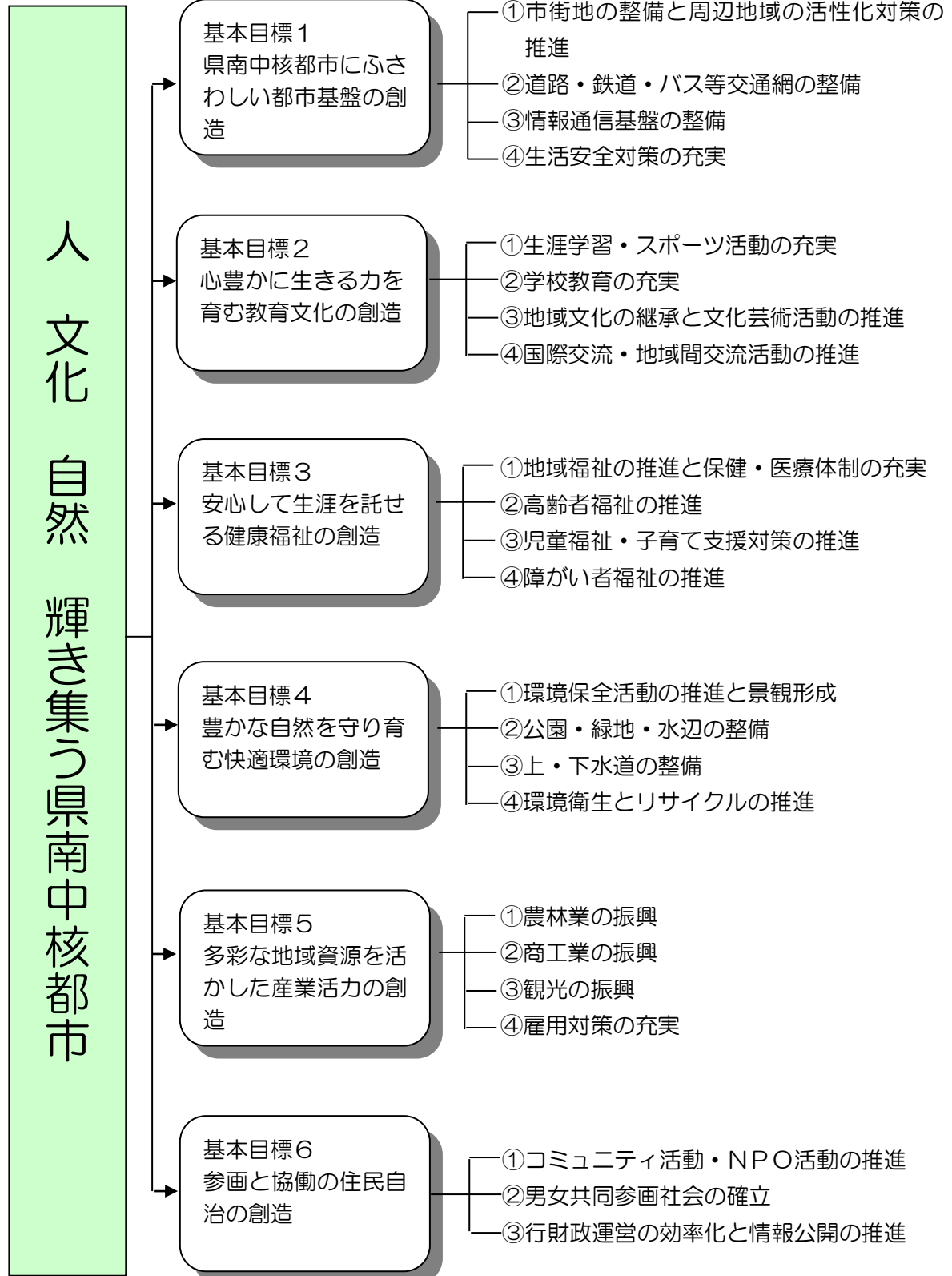


〈新しいまちづくりの施策の体系図〉

[将来像]

[6つの基本目標]

[基本施策]



3 新市まちづくりの考え方

(1) 新市まちづくりの基本方針

①住民に身近なところで住民に身近な行政サービスの継続

新市においても、地域住民にかかわる行政サービスは住民の身近なところで継続できるよう、旧市村の役所・役場はそれぞれの地域のサービス提供拠点として存続します。

②これまでの地域特性や個性の尊重

これまでの長い歴史の中で培われてきた、それぞれの地域特性や個性を尊重し、新市においてもさらに活かし伸ばすものとします。

③住民の意向を行政に反映させるシステムづくり

新市においてもさらに住民自治を進めるためには、住民の意見により自主的にまちづくりを進めていくことが大切であることから、住民の意見を聞く機会の拡大とその反映を図る仕組みを構築します。

(2) 地域自治区の設置

上記「新市まちづくりの基本方針」を具現化し、各地域の特性を活かしながら行政と住民が連携して地域づくりを進めるため、表郷地域、大信地域、東地域に地域自治区を設置します。

地域自治区では、各地域の地域性に配慮しながら新市の均衡ある発展を目指したまちづくりを進めることにより、地域住民の安心感と新市としての一体感を醸成します。

(3) 行政の基本体制

各地域の実情に即し、かつ新市にふさわしい組織体制で新市の行政を執行するため、白河地域に本庁を置き、表郷地域、大信地域、東地域に総合出先機能を有する地域自治区の事務所（表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎）を置く行政組織体制とします。

また、地域住民の声を行政に反映させるため、地域自治区を単位とする地域協議会を設置します。

①本庁・地域自治区事務所の役割・権限と組織

【本庁】

本庁は、新市の発展を目指し、新市全体の行政施策の企画立案、財政運営と予算配分、重点プロジェクト及び一体的事業の執行、組織機構と人事の管理、条例規則等の整備及び地域間の総合調整を担うとともに、これまで行ってきた住民に対するサービスを継続して行うものとします。

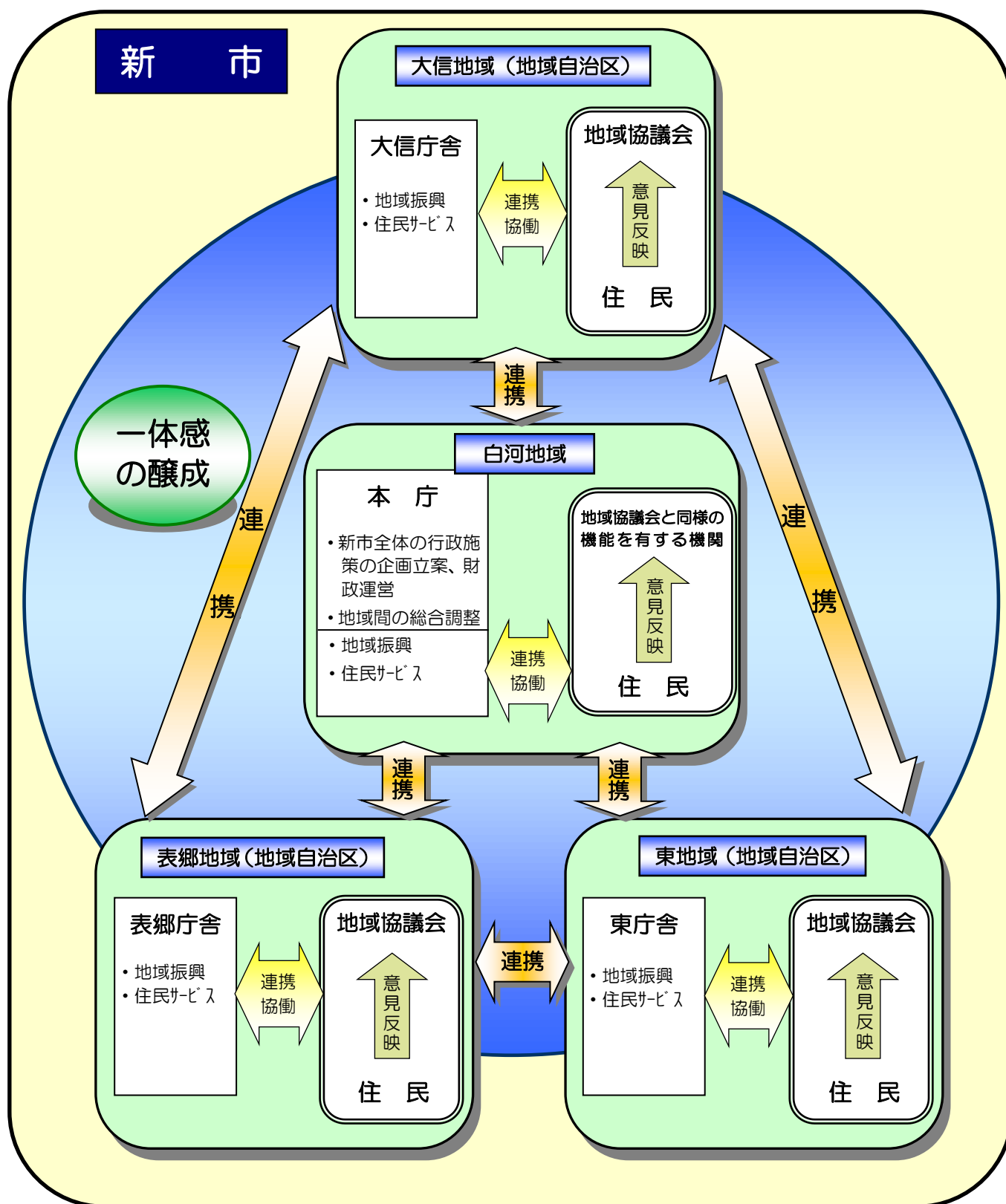
【地域自治区事務所（表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎）】

地域自治区の事務所は、地域振興に向けた施策の展開及び住民の身近なところで行う行政サービスを担うものとし、これまで旧村が行ってきた行政サービスのうち、地域住民に対する直接的なサービスについては、新市においても継続して行うものとします。

②地域協議会の設置

地域協議会は、所属する地域自治区に居住する住民から委員を選任し、区内で実施される様々な事務・事業に関して市長や市の機関の諮問に応じるほか、意見を述べることができる機関です。地域自治区を設置する表郷地域、大信地域、東地域ごとに地域協議会を設置するとともに、本庁を置く白河地域についても地域協議会と同様の機能を有する機関を設置し、行政と住民相互の連携により、「参画と協働の住民自治」の実現に向けた体制づくりを目指します。

■ 新市における行政の基本体制イメージ



(4) 地域構造の確立方向

新市においては、各地域の中心地としての「地域核」の形成を図り、これら地域核を中心として、各交流軸による連携・交流を図りながら、新市が一体となって均衡ある発展を続けていくことができる地域構造の確立を目指します。このため、以下のとおり「地域核」、「連携交流軸」、「地域内交流軸」、「広域連携軸」で構成される地域構造の確立を図ります。

「地域核」

旧4市村における中心地の区域で設定し、各地域それぞれに発展するまちづくりを目指します。

「連携交流軸」

各地域核及び4地域を結び、新市における地域間交流のネットワークや地域間の連携を図る主要な交流軸として、以下の国道2路線及び県道3路線を設定します。

[白河地域―表郷地域の連携]

○国道289号

[白河地域―大信地域の連携]

○国道294号

[白河地域―東地域の連携]

○主要地方道白河・石川線

[表郷地域―東地域の連携]

○一般県道釜子・金山線

[大信地域―東地域の連携]

○主要地方道棚倉・矢吹線

「地域内交流軸」

各地域における交流・連携の軸として以下の7路線を設定します。

[白河地域]

○主要地方道坂本・白河線

○一般県道母畑・白河線

[表郷地域]

- 一般県道中野・番沢線
- 一般県道社田・浅川線

[大信地域]

- 主要地方道矢吹・天栄線
- 一般県道増見・小田倉線

[東地域]

- 主要地方道塙・泉崎線

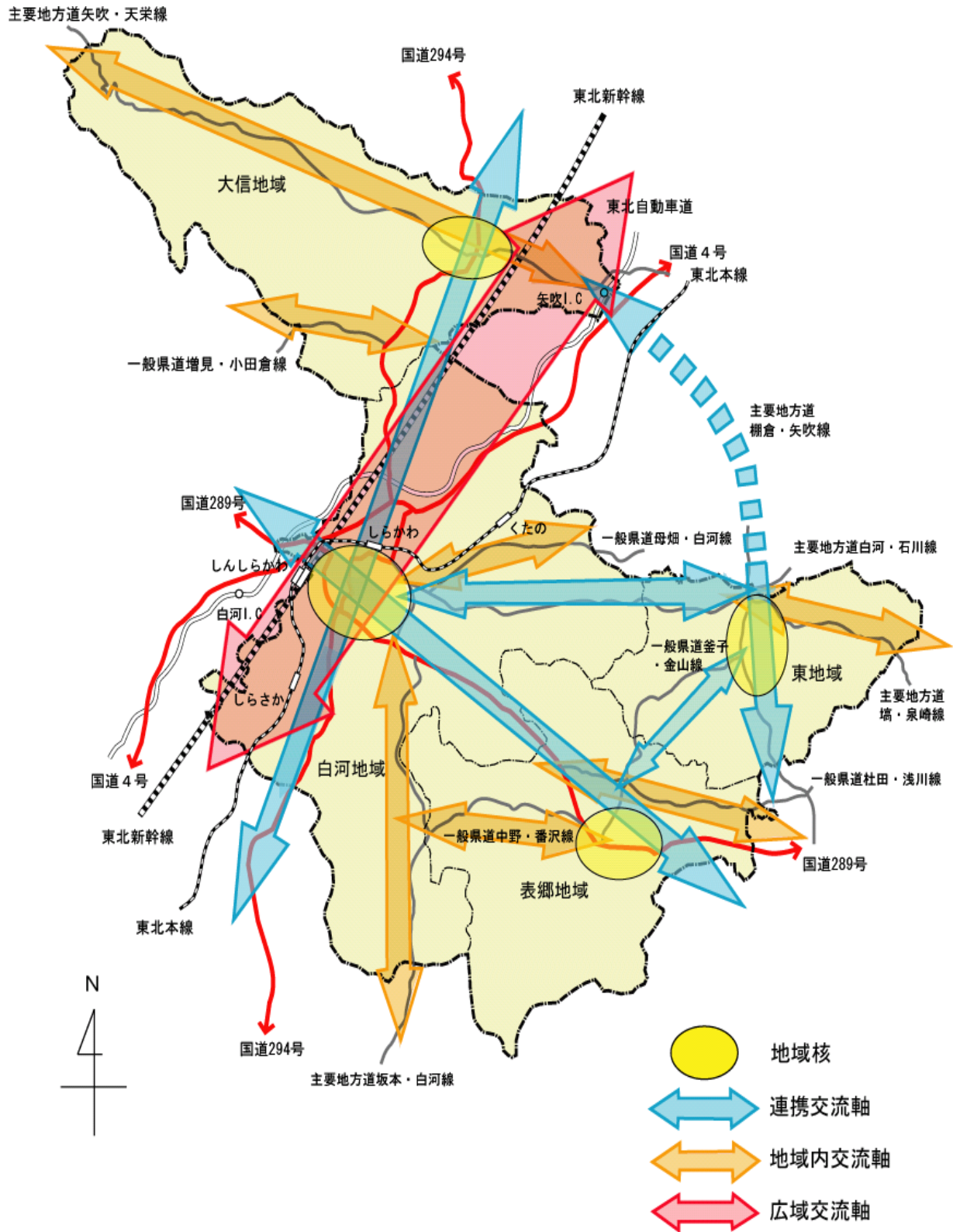
「広域交流軸」

首都圏から東北北部までつながる幹線道路及び鉄道を、新市における広域的な都市間交流ネットワークとして位置づけ、次の4路線を広域交流軸として設定します。

- 東北新幹線
- 東北本線
- 東北自動車道
- 国道4号

以上の考え方で、確立すべき地域構造をイメージ的に示せば、次図のとおりとなります。

■ まちづくり構造図



4 土地利用の基本方向

(1) 土地利用の基本方針

土地は現在及び将来にわたって限られた資源であるとともに、住民の生活及び生産等のあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は新市の発展や住民生活と密接に結びついています。

これまで各市村とも土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画、農業振興地域整備計画等）に基づいた計画的な土地利用を行ってきましたが、社会・経済情勢の変化等に伴い、中心市街地の空洞化や低・未利用地の増加、農業生産環境の悪化をはじめとする様々な課題もみられ、広域的・長期的視点に立ち、新市の均衡ある発展に向けた計画的かつ調和のとれた土地利用の推進が必要となっています。

また、白河市、表郷村、大信村、東村の区域を新市においても、そのまま白河地域、表郷地域、大信地域、東地域と呼称し、これまで各地域において進めてきた土地利用の方針を尊重しながら、新市として各地域のバランスのとれた土地利用を進めることも重要です。

新市において、豊かな自然と住民生活、そして産業活動とが調和した良好な地域環境の形成を図り、めざす将来像を実現するため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

《土地利用の基本方針》

- ① 山・川・田園の豊かな自然を大切にし、水と緑に親しむ空間を確保します。
- ② 貴重な歴史資源・景観を大切にします。
- ③ うるおいある住環境・生活空間を確保します。
- ④ にぎわいある中心市街地の再生を図ります。
- ⑤ 周辺地域における定住基盤の整備・確保を図ります。
- ⑥ 農林業、工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
- ⑦ 全市的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
- ⑧ 白河地域、表郷地域、大信地域、東地域のバランスのとれた土地利用を推進します。

（２）土地利用の方向

土地利用の基本方針を踏まえ、新市における土地利用について7つのゾーンに区分し、次のような土地利用を進めます。

〈市街地・産業ゾーン〉

白河地域の中心市街地から周辺の工業団地、住宅団地等を含む区域一帯及び表郷・大信・東地域の地域核を含む周辺一帯を「市街地・産業ゾーン」と位置づけ、行政・商業機能の充実や生活道路、上・下水道施設、公園、生涯学習・交流施設、医療・保健・福祉施設など都市基盤・住宅環境の整備、さらには工業・流通団地としての基盤整備等を推進し、環境と共生する良質な住宅開発や商業施設、優良企業の誘導等とあわせて良好な市街地・住宅環境の創出に努めます。

〈北部自然共生ゾーン〉

大信地域の西部に広がる豊かな自然環境が残された地域を「北部自然共生ゾーン」と位置づけます。新市の最高峰となる権太倉山や聖ヶ岩ふるさとの森に代表される「癒しの空間」として、今後も豊かな自然環境の保全と活用に努めます。

〈北部田園生活ゾーン〉

大信地域を流れる隈戸川及び外面川流域に広がる優良農地から周辺の住宅団地、工業団地等を含む一帯を「北部田園生活ゾーン」と位置づけます。農業基盤の整備、生活基盤の整備などを総合的に進める一方、地域の景観に配慮し、調和のとれた土地利用の推進を図ります。

〈中部田園生活ゾーン〉

阿武隈川流域の広大な優良農地及び周辺の集落と里山を中心とした農村地帯を「中部田園生活ゾーン」と位置づけます。このゾーンは市街地・産業ゾーンの拡大に伴い、新市のベッドタウンとしての機能が期待されており、農業基盤の整備を進める一方で、生活環境の整備に努めます。

また、下総塚古墳を始めとする多くの歴史資源が存在していることから、これらの保全及び活用を進めます。

〈東部田園生活ゾーン〉

東地域において、樹枝状に広がる矢武川水系沿いの農地及び丘陵地に集落が点在する農村地帯を「東部田園生活ゾーン」と位置づけます。このゾーンは比較的

狭小な農地が多いため、農地の有効利用を目指した基盤整備のほか、生活道路を始めとした生活基盤整備の促進に努めます。

また、東風の台公園は、各種運動施設やきつねうち温泉などの施設整備が充実しており、レジャー・レクリエーションの拠点として、より広域的な活用を進めます。

〈南部田園生活ゾーン〉

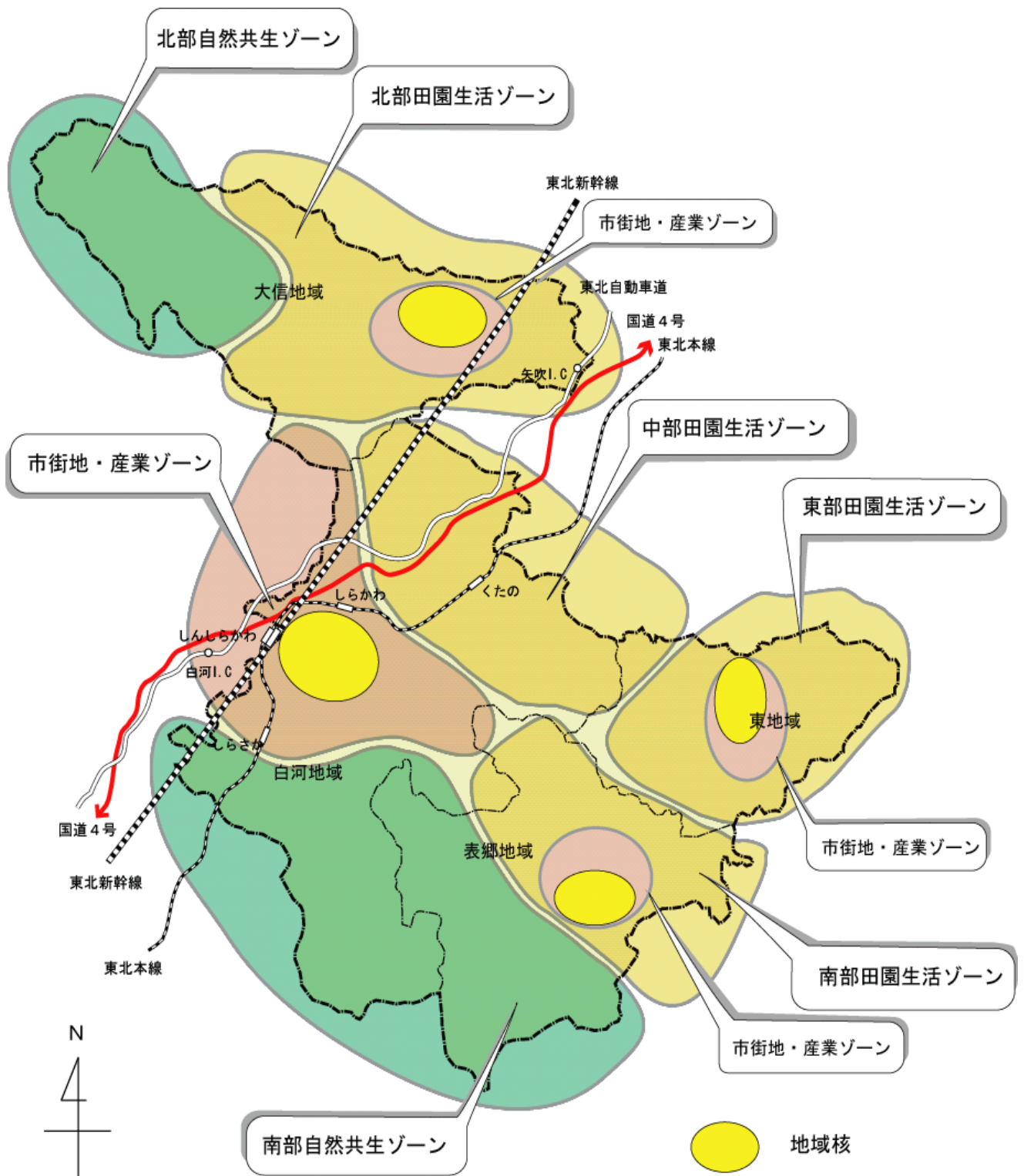
表郷地域を流れる社川及び藤野川流域の優良農地を中心として、集落及び里山に囲まれた農村地帯を「南部田園生活ゾーン」と位置づけます。このゾーンは米、野菜の一大産地を形成しており、今後とも農業基盤の整備、生活基盤の整備などを総合的に進めるほか、遊休農地の解消による多様化利用に努めます。

また、国内唯一のビャッコイ自生地や、白鳥の飛来地として知られる大池など、特色ある地域資源の保全に努めます。

〈南部自然共生ゾーン〉

白河地域及び表郷地域の国有林を中心とする森林地帯を「南部自然共生ゾーン」と位置づけます。このゾーンには縦横に幹線道路が走り、集落も点在しますが、広範囲に良好な自然環境が保たれた貴重なエリアとして、今後とも豊かな自然環境の保全と活用に努めるとともに、自然環境と共生する農山村定住地区として集落環境の整備に努めます。

■ 土地利用方向図



第5章 新市の施策

1 県南中核都市にふさわしい都市基盤の創造

(1) 市街地の整備と周辺地域の活性化対策の推進

〈基本施策の方向〉

新市としての求心力を高める中心市街地の充実と周辺地域の活性化は、ともに大きな課題です。新市の均衡ある発展のために、市街地については都市計画区域の見直し等による市街地整備事業の再構築を検討し、アンケート調査で「合併で心配すること」の第1位になっている周辺地域対策として、活性化のための各種主要事業を展開します。

〈主要な施策〉

①市街地の整備

- 新市の都市計画マスタープランを策定し、これに基づき白河地域の中心市街地や各地域の中心地の整備を進めるとともに、各中心地を結ぶ道路網の見直し整備等を進め、一体として県南中核都市にふさわしい魅力ある市街地の形成に努めます。
- 白河地域中心市街地については、既成市街地の再生と南湖上流地区への新市街地の形成を一体的に進めるため、街なか観光や文化交流基盤の整備充実等と連携した市街地整備を進めます。
- 表郷地域、大信地域、東地域の各中心地については都市計画の用途地域指定等を検討し、地域核にふさわしい都市機能の充実に努めます。
- 住宅地域についても良好な居住環境を確立するため、適正な土地利用規制の設定や先行的な土地区画整理事業・宅地造成事業の誘導等について検討します。
- 老朽化した公営住宅については計画的に建て替え・改修等を進めます。

②周辺地域活性化対策の推進

- 周辺地域の活性化のための各種主要事業を展開することにより、地域の特色を活かしながら新市全体の均衡ある発展を目指します。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
国土利用計画策定事業	新市としての国土利用計画の策定
都市計画マスタープラン策定事業	新市としての都市計画マスタープランの策定

公営住宅整備事業	老朽化した公営住宅の計画的な建替・改修及び下水道の接続等
都市計画道路整備事業	都市計画道路の未整備区間の整備
身近なまちづくり支援街路事業	白河地域の中心市街地における街路整備
周辺地域活性化対策事業	新市全体の均衡ある発展を図るため、各種施策ごとに周辺地域の活性化のための主要事業を実施

（２）道路・鉄道・バス等交通網の整備

〈基本施策の方向〉

アンケート調査で「重点的に取り組むべき施策」の上位に位置づけられている「道路」については、国道４号、２８９号、２９４号を中心とする国・県道の拡幅改良やバイパス整備等の促進要請と幹線市道の連携した整備等を進め、４地域の一体化を進める道路網の確立を図ります。また、アンケート調査で重点施策の５位になっている「公共交通機関」についても関係機関に働きかけることにより、バス運行の一体化や鉄道運行の充実に努め、住民生活の利便性の向上を図ります。

〈主要な施策〉

①道路の整備

- 新市全体の視点で道路交通体系を見直し、効果的な整備を図ります。
- 新市の広域幹線となる国道４号の４車線化と４地域を結ぶ連携交流軸となる国道２８９号・２９４号、主要地方道白河石川線・棚倉矢吹線及び一般県道釜子金山線の２次改良やバイパス整備等の促進を関係機関に強く要請します。また、幹線市道や農免道路等を効果的に結びつけ、新市の中心部と各地域を結ぶ複数の迂回ルートの整備についても検討します。
- 幹線道路と有機的に連携し新市の生活道路網を形成する市道の新設・改良・舗装整備等を計画的に進めます。
- 東北自動車道白河中央インターチェンジの設置について、新市として、より強力に関係機関に働きかけていきます。

②公共交通機関の利便性の向上

- 東北新幹線新白河駅への停車本数の増加やＪＲ東北本線の一層の運行充実にについて関係機関に要請していきます。
- 各地域で運行している路線バスについて、市内循環バス等との連携を含めて新市全体の視点で総合的に見直し、住民の生活行動に即した公共交通機関の運行充実に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
白河中央インターチェンジ設置推進事業	白河中央インターチェンジ（国道294号との接続地点）設置の事業化に向けた関係機関への要請及び事業化に伴う費用負担
市道整備事業	市道の新設及び改良、交通安全施設の整備等（緊急地方道路整備、地方特定道路整備、臨時地方道路整備、その他の市道整備）
循環バス等運行事業	市内循環バス等の新たな公共交通機関と路線バスとの連携整備

（３）情報通信基盤の整備

〈基本施策の方向〉

新市においては合併によるスケールメリット等を活かし、今まで以上に情報通信技術を積極的に活用し、あらゆる行政分野においてＩＴ技術を活かした行政の高度化に努め、多様化する住民ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

〈主要な施策〉

①情報通信基盤の整備

- 広域市町村圏情報通信ネットワーク事業において整備された情報センターと公共ネットワーク等の一層の充実・活用を図り、電子自治体の構築や公共施設管理予約システム、総合防災情報システム等の導入に努めます。
- 携帯電話不通話地域の解消について関係機関に要請していきます。

②プライバシーの保護

- 新市として個人情報保護条例の制定や情報セキュリティポリシー*の整備等を図り、プライバシーの保護に万全を期します。

セキュリティポリシー：組織全体の情報セキュリティに関する基本方針。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
情報通信基盤整備事業	公共施設内のLAN構築及び公共施設と情報センターにおける地域イントラネットの構築
移動通信用鉄塔施設整備事業	携帯電話不通話地域の解消を図るための移動通信用鉄塔設置

（４）生活安全対策の充実

〈基本施策の方向〉

アンケート調査で新市の将来イメージとして第３位になった「安全なまち」づくりの推進のため、平成１０年８月の豪雨災害の教訓を生かしながら新市一体となった総合防災訓練の実施や防災・消防救急体制の強化等を推進し、非常時への対応力の強化を図ります。また、交通安全や防犯、消費者保護対策の充実を図って住民生活の安全性の強化を図ります。

〈主要な施策〉

①防災・消防・救急対策の充実

- 新市としての地域防災計画の策定やハザードマップ※の作成等を早期に実施し、これに基づき新市一体となった総合防災訓練の効果的な実施など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 新市消防団の組織を４地域の地域実情を加味して再編するとともに、常備消防・救急体制の充実、救命技術の普及促進、消防水利施設の整備推進、防災行政無線・消防無線のネットワーク整備等を進めます。
- 整備が遅れている準用河川をはじめとする各河川改修の促進や治山・治水対策事業の推進等について関係機関に要請し、住民が安全に暮らせるまちづくりに努めます。

ハザードマップ：過去の災害の経験を生かし、予想される災害発生に関する情報と、避難場所、避難経路や避難方法など、災害時に住民が安全に避難行動を行えるように、必要な情報をわかりやすく地図や冊子にまとめたもの。

②防犯・交通安全対策の充実

- 交通量の増加に対応し、冬期間の事故防止や歩行者等の安全を確保するため、計画的に交通安全施設の整備充実を図るとともに、交通安全関連イベントの充実等により住民の安全意識の高揚に努めます。
- 警察や交通安全協会、防犯協会、防犯指導隊などの関係機関・団体との連携の下、各種活動・対策の充実を図るとともに、新市としての地域安全条例を制定して犯罪・事故等の未然防止を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

③消費者保護対策の充実

- 消費者団体等の統合・ネットワーク化を進め、活動の活性化を図るとともに消費生活センターの設置など各種生活トラブルのための専門的相談体制の充実を図ることにより、地域社会と行政が連携して消費者保護対策の強化に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
地域防災計画策定事業	新市としての地域防災計画の策定及びハザードマップの作成
防災行政無線整備事業	新市の整備計画に基づく防災行政無線の一体的整備及び老朽化した設備の改修
河川整備事業	氾濫防止のための河川整備
消防設備整備事業	消防ポンプ自動車・小型動力ポンプの更新・整備、消火栓・防火水槽の整備、屯所の整備等

2 心豊かに生きる力を育む教育文化の創造

(1) 生涯学習・スポーツ活動の充実

〈基本施策の方向〉

新市全体の視点で公民館体制と生涯学習推進体制の再編・確立を図るとともに、各種団体の統合・再編を推進します。また、拠点となる文化・スポーツ施設の整備及び各施設の情報ネットワークシステムを生かした生涯学習情報提供体制の確立と管理運営体制の再構築について検討します。

〈主要な施策〉

①生涯学習・スポーツ活動推進体制の再構築

- 全市的な生涯学習推進体制の確立を図るとともに公民館体制（中央公民館・地区公民館の配置体制等）の再構築、生涯学習・スポーツ団体の統合・再編等を図ります。
- 各種生涯学習・スポーツ施設間の情報ネットワークの充実・活用を図り、施設の空き情報や催物情報などの提供、広報活動の充実、講師・指導者・ボランティア等の人材登録情報の提供、予約システムの確立等を図ります。

②生涯学習・スポーツ施設の整備・充実

- 多様化する住民ニーズに応えるため、文化センター、図書館、生涯学習センター等の文化施設を整備します。
なお、整備に当たっては同一地域における類似施設の安易な建設を避け、不足機能の付加により複合化を図るなど、既存施設の有効活用を視野に入れた合理的な整備を実施します。
- 老朽化した各種スポーツ施設の改修整備を計画的に進め、各地域の住民が身近な施設で快適にスポーツを楽しめるような環境づくりを目指します。

③生涯学習・スポーツ活動機会の拡充

- 各地域でこれまで実施してきた生涯学習やスポーツなどのイベントを地域または全市的に継続し、住民の一体感の醸成を図ります。また、より広域的に参加できるよう内容・方法等の充実を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの設立促進など、スポーツに親しみやすい環境づくりについて検討し、住民の活動機会の拡充を図ります。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
複合文化施設整備事業	文化センター、図書館、生涯学習センター等の機能を持った複合文化施設を整備するとともに、既存の文化施設に不足機能を付加し、施設間のネットワーク化を図る
総合運動公園整備事業	総合運動公園の改修整備
聖ヶ岩ふるさとの森整備事業	聖ヶ岩ふるさとの森の改修整備
図書館ネットワーク化事業	図書検索・貸出システムの整備及び各地域の図書館ネットワーク構築
生涯学習・スポーツイベント開催事業	各地域で実施してきた生涯学習・スポーツイベントの継続及び全市的なイベントの開催

（２）学校教育の充実

〈基本施策の方向〉

新市全体の視点で通学区域の見直しや高等教育機関の誘致等について検討するとともに、老朽施設の改修を計画的に進めるなど教育環境の充実に努めます。また、家庭・学校・地域社会が一体となった開かれた学校運営に努めます。

〈主要な施策〉

①地域に根ざした特色ある学校教育の推進

- 明日の時代を担う子どもたちが、優れた教育を受け健全に育つように努めるとともに、「総合的な学習の時間」の充実、中高一貫教育及び幼小中連携教育の検討、幼保一元化の推進等により地域に根ざした特色ある学校づくりを展開します。
- 新たな時代に対応した教育や子どもの「生きる力」を育てる取組みを推進するため、情報教育や英語教育の充実に努めるとともに、学校評議員制度の有効活用、PTA活動の活性化支援等により家庭・学校・地域社会が一体となった開かれた学校運営となるよう努めます。
- 児童生徒の悩み・不安・ストレスを和らげ、有意義な学校生活が送れるよう、小・中学校に対するスクールカウンセラーの配置を充実します。
- 障がいのある児童生徒も共に学べる環境づくりを進めるため、障がい児助員・支援員の配置について検討します。

②学校施設の整備と通学区域の見直し等の推進

- 施設面では、老朽化している園舎・校舎・体育館等について計画的に改修等を行うとともに、地域の状況に応じた給食センターの整備を検討します。
- 通学区域の見直しや幼稚園・学校施設の適正配置、スクールバスの効果的な運行について検討します。
- 学校跡地の未利用地については活用方針を確立し計画的に整備していきます。

③高等教育機会の拡充

- 県南中核都市にふさわしい専門学校や大学などの高等教育機関の誘致に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
学校施設等整備事業	小・中学校の改修・改築・耐震補強工事、幼稚園の新築工事等
給食センター整備事業	給食センターの建設及び施設修繕等
情報化教育推進事業	小・中学校におけるパソコンの配置、活用環境の整備及び指導員の配置
国際理解教育推進事業	小・中学校への英語指導助手の配置充実
スクールカウンセラー設置事業	小・中学校へのスクールカウンセラーの配置充実
預かり保育事業	幼稚園における教育時間外保育の実施
幼稚園3歳児保育事業	幼稚園における3歳児保育の実施
児童生徒ヘルメット支給事業	小学校3年生及び中学校1年生を対象とした自転車用ヘルメットの支給

(3) 地域文化の継承と文化芸術活動の推進

〈基本施策の方向〉

新市の歴史遺産や指定文化財等を体系的に整理し、住民に広く情報提供するとともに、学校教育、生涯学習等での活用を推進します。また、県南の中核都市にふさわしい文化施設を整備し、住民ニーズの強い本格的な自主的文化芸術活動への支援の強化を図ります。

〈主要な施策〉

①地域文化の継承の推進

- 新市には国指定史跡白河関跡などの史跡が多数あるほか、舟田中道遺跡など多くの埋蔵文化財包蔵地が存在しています。これら歴史遺産の適切な調査・保存・保護の充実に努めるとともに、これらの内容等をデータベース化し、インターネット上で公開し、住民に広く情報提供します。
- 新市には鹿嶋神社の大祭として知られる白河提灯まつりを始めとした多くの伝統行事があります。各地域で大切に受け継がれているこれらの行事は、新市における地域文化として引き続き保存・継承に努めます。
- 白河関跡や南湖公園の保全事業等を進めるとともに既存の歴史資料館施設等の充実と各施設のネットワーク化を図り、住民が広く郷土の歴史や伝統文化について学び、体験し、ふれあうことのできる、ふるさと学習活動の全市的展開を図ります。

②文化芸術活動の推進

- 新市における文化芸術活動の拠点施設となる文化施設や図書館の整備を進めるとともに、既存文化施設の充実等により、音楽、演劇、美術など多様な分野にわたる住民参加の自主文化芸術事業の展開と文化交流事業の充実・創出に努めます。
- 中山義秀顕彰会事業、文化祭などの文化発信事業の充実に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
複合文化施設整備事業	文化センター、図書館、生涯学習センター等の機能を持った複合文化施設を整備するとともに、既存の文化施設に不足機能を付加し、施設間のネットワーク化を図る
文化財等整備・保存事業	文化財の調査・整備・保存、天然記念物の保護
ふるさと文化伝承推進事業	祭りの伝承のための支援などにより、地域文化の保存・伝承を図る
地域文化発信事業	中山義秀顕彰会事業、地域文化・芸術活動への支援等

（４）国際交流・地域間交流活動の推進

〈基本施策の方向〉

地域間交流や国際交流・国際協力活動を推進する住民団体の育成及び活動支援を図り、国内外都市との多様な交流事業を推進していきます。また、外国人にも暮らしや

すいまちづくりを計画的に推進します。

〈主要な施策〉

①国際交流・地域間交流事業の推進

- 交流の時代に対応し、活発な交流による地域活力の創出を目指して、様々な交流活動を展開する住民団体の組織化等を支援し、交流活動を通して国際感覚豊かな住民の育成に努めます。
- 国際交流としては、フランス共和国オワーズ県コンピエーニュ市、アメリカ合衆国ミネソタ州アノーカ市と姉妹都市を締結し幅広く交流事業を展開してきましたが、今後とも活動を継続していきます。また、アノーカ市等の交流都市からの英語指導助手招致等についても検討します。
- 市内に居住する外国人との交流事業を多様に検討するとともに、外国人にも暮らしやすいまちづくりを計画的に進めます。
- 国内交流としても、友好・姉妹都市の三重県桑名市、埼玉県行田市・戸田市及び防災協定を結んでいる東京都板橋区など、これまで進めてきた各種交流事業を継続するとともに、多様な交流事業の推進など県内外の都市等と交流活動を進めます。

②都市と農村交流事業等の推進

- グリーン・ツーリズム、エコツーリズム※の視点で地域資源を生かした交流事業の実施について検討し、全国各地の住民との交流の推進に努めます。
- 東京等に居住する郷土出身者との交流事業の充実を図ります。

グリーン・ツーリズム：農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

エコツーリズム：自然環境を乱さないで自然保護を意識した観光。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
国際交流事業	姉妹都市を始めとした中学生ホームステイ事業等
地域間交流事業	友好・姉妹都市を始めとした各種交流活動
グリーン・エコツーリズム推進事業	グリーン・エコツーリズムの受け入れ体制を確立するための、体験プログラムの構築及びインストラクターなどの育成・組織化

3 安心して生涯を託せる健康福祉の創造

(1) 地域福祉の推進と保健・医療体制の充実

〈基本施策の方向〉

アンケート調査で1位や2位を占めている「保健・医療・福祉の施策」は住民ニーズの最も強いテーマです。このため、新市として市民活動団体やボランティア等を育成・支援し、住民相互に支えあい助けあう地域ぐるみの地域福祉体制の確立を図ります。また、住民一人ひとりの健康状態や保健・医療ニーズに即したきめ細かな健康づくり・地域医療活動の充実に努めます。

〈主要な施策〉

①地域福祉の推進

- 社会福祉協議会の再編や、ボランティアグループ・NPO団体などのネットワーク化を支援し、行政と住民が一体となった地域ぐるみの見守りネットワークを確立するなど効果的な地域福祉体制の確立に努めます。
- 合併により充実する専門的職員体制や保健・福祉・医療体制を活かしながら各種保健福祉サービスを総合的・一体的に実施するため、既存施設の活用を含めて検討し、総合的な保健福祉サービスを提供する拠点の整備を進めます。

また、ユニバーサルデザイン※のまちづくりの推進に努めます。

ユニバーサルデザイン：障がいのある人、高齢者、子ども、外国人、男女など、それぞれの違いを越えた「すべての人」にとってやさしいものづくりの、デザイン概念だけではなく制度・施設・都市環境・教育等を含めて、社会の仕組みを変えていく考え方のこと。

②保健・医療体制の充実

- 住民一人ひとりが、生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう地区組織の育成等を図って地域ぐるみの健康づくり体制を確立するとともに、住民の健康管理意識の高揚と自主的・主体的な健康づくりの促進に努めます。
- 総合的な健康管理情報システムの構築や保健センターと診療所等の医療機関との連携強化等を図って、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた保健サービス・包括ケアシステムの充実に努めます。
- 医療ニーズの高度化・多様化に対応するため、市内の病院の充実支援や診療所の充実、救急・休日・夜間の医療サービス体制の充実など、医師会や消防の協力を得ながら地域医療体制の充実に努めます。

- 集団検診における受診者負担額の無料化を実施し、疾病の早期発見・早期治療による住民の健康増進を図ります。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
保健・福祉・医療施設の拠点整備事業	保健・福祉・医療の総合的なサービスを提供する拠点の整備及び各機関のネットワーク化による地域の保健・福祉・医療体制の整備
診療所整備事業	公立診療所の整備
健康づくり推進事業	総合検診、健康相談、母子保健事業などの充実

（２）高齢者福祉の推進

〈基本施策の方向〉

新市においても、高齢化の今後一層の進行は明らかであり、また、アンケート調査でも「高齢者福祉の充実」は重点的に取り組むべき施策の上位に位置づけられるなど、高齢化対策は大きな課題の１つとなっています。このため、これまで各地域で進めてきた事業・施設・人材を新市全体の視点で再検討・再編成し、サービスの高度化・多様化に努めます。

〈主要な施策〉

①在宅福祉の推進

- 新市としての高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、増大かつ多様化するニーズに対応できるよう、在宅介護支援センターや各種福祉施設のネットワーク再編成・再整備を図ります。
- 社会福祉協議会や民間事業者を活用しながらホームヘルプサービス事業やデイサービス事業等を中心とした在宅福祉サービスの充実に努めます。

②高齢者生きがい対策の推進

- 介護保険サービス対象外の介護予防・支援サービスや健康・保健サービスの充実等に努めるとともに、高齢者に対する生きがい活動支援やシルバー人材センター活動への支援の充実、福祉バスの効果的な運行の検討など、高齢者の活躍の場を拡充することにより、シルバーパワーの活用を促します。
- 老人福祉センターや地域福祉センター等の充実に努めます。

③施設福祉の推進

- 特別養護老人ホームや老人保健施設等の高齢者保健福祉施設については、関係機関への支援・連携に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	新市としての高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定
高齢者自立支援事業	デイサービス、生活支援サービスなどの充実
在宅介護支援事業	要介護高齢者介護激励金の給付及び介護用品の支給

（３）児童福祉・子育て支援対策の推進

〈基本施策の方向〉

新市全体の視点で保育所や学童保育施設の適正配置を図るとともに、保育サービス、子育て支援サービスの充実に努めます。また、新市全体でファミリーサポートネットワーク等の地域見守り体制の確立を図ります。

〈主要な施策〉

①児童福祉・子育て支援体制の充実

- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所における延長保育・一時保育の実施を進めるとともに、幼保一元化や公設民営化について検討します。
- 家庭福祉員（保育ママ）やファミリーサポートセンターの設置に努めます。また、活動拠点となる児童館の整備についても検討します。
- 各小学校に開設している放課後児童クラブの充実に努めるほか、未設置の小学校区については状況に応じて設置を進めます。
- 母子保健活動の充実や子育てに関わる学習・交流機会の拡充、情報提供・相談体制の充実など、総合的な子育て支援の強化に取り組みます。
- 妊婦健康診査の充実を図るなど、少子化に対応したきめ細かなサービスの提供に努めます。

②要保護児童対策の充実

- 児童虐待防止のため児童相談所や関係機関との連携を強化するとともに相談・指導体制の充実に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
保育所整備事業	保育所の増改築による保育環境の整備
放課後児童対策事業	放課後児童クラブの設置・充実
保育事業	少子化対策の観点による総合的な保育サービスの充実及び地域の実情を踏まえた延長保育・一時保育の実施
地域子育て支援事業	保育園に通園していない幼児の保護者に対する情報提供、育児相談などの子育て支援

（４）障がい者福祉の推進

〈基本施策の方向〉

高齢者福祉とともに障がい者福祉に対する住民ニーズは近年特に高まっています。このため高齢者福祉と連携し、専門的な相談指導体制の確立、居宅サービスの充実等により、支援費制度※を中心としたサービス実施体制の強化を図ります。また、医療機関との連携を強化して精神障がい者福祉対策の充実に努めます。

〈主要な施策〉

①障がい者居宅福祉の推進

- 新市障がい者計画を策定し、これをもとに保健・医療との連携を深めた体制整備を図り、障がい者のための専門的な相談指導活動の充実を図ります。
- 障がい者が住み慣れた地域のなかで、ノーマライゼーション※の理念に基づいた生活と社会参加の促進を支援するとともに、障がい者に対するデイサービス※やショートステイサービス※、ホームヘルプサービス※の充実と利用の促進、訪問入浴サービスの実施等に努めます。
- 知的障がい者のグループホーム※や授産施設※の整備促進に努めます。

支援費制度：障がいのある方自らがサービスを選択する、利用者の立場に立った新しい制度。

ノーマライゼーション：高齢者も若者も、障がい者もそうでない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送ることができる社会こそ、普通の社会であるという考え方。

デイサービス：在宅高齢者や障がい者等を対象にデイサービスセンターにおいて、日帰りで食事、入浴、生活指導等のサービスやリハビリテーションなどを行う福祉サービス。

ショートステイサービス：短期入所。介護保険施設に１週間程度入所しながら、介護や機能訓練などを受けられるサービス。

ホームヘルプサービス：高齢者や障がい者の家庭におもむいて介護や生活上の世話をする業務。

授産施設：一般企業に勤めることが困難な人達のために『働く場』を提供している福祉施設。

グループホーム：障がいのある人等が世話をする人とともに、数人で暮らす住宅。地域の中で暮らす場をつくることを目指す。

②障がい者の社会参画と支援ネットワークの拡大

- 障がい者の可能性と生活の領域を広げるため、スポーツ・文化活動の充実・支援や就業の促進・支援等に努めます。また、支援体制の強化やボランティアの育成に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
障がい者計画策定事業	新市としての障がい者計画の策定
障がい者居宅生活支援事業	デイサービス、ホームヘルプサービス、身体障害者訪問入浴サービス、特定疾患患者見舞金などの充実
障がい者施設支援事業	障がい者施設設置法人等に対する支援・助成等

4 豊かな自然を守り育む快適環境の創造

(1) 環境保全活動の推進と景観形成

〈基本施策の方向〉

アンケート調査で新市の将来イメージとして「自然環境を大切にするまち」が第2位になるなど、環境問題に対する住民の意識は強いものがあります。このため、住民・事業者・行政が一体となって資源循環型社会の推進体制を確立し、快適環境のまちづくりを進めます。また、自然環境の保全を強化するとともに自然エネルギーの活用や特色あるふるさと景観づくり等を推進します。

〈主要な施策〉

①環境保全活動の推進

- 新市として恵まれた自然環境を守るため、環境基本計画、環境基本条例の制定等を検討するとともに河川汚濁防止の監視体制の強化、水源地や水辺の自然環境保全事業の充実等に努めます。
- 住民・事業者・行政が一体となって太陽光や風力など自然エネルギーの活用や省資源・省エネルギーの視点に立ったエコライフ・ISO14001*事業の普及支援を検討するなど循環型社会の形成に努め、環境先進地のまちとしてのイメージの確立から、住民のまちに対する誇り意識の高揚を図ります。

ISO14001：国際標準化機構（ISO）が制定・発効した環境管理システムと環境監査に関する国際規格。環境保全、改善のための経営方針と行動計画の策定等を盛りこんだ統一基準のこと。

②特色あるふるさと景観の形成

- 主要河川や南湖等の水辺景観の整備、田園と調和した農村景観の保全、城下町の由緒ある歴史景観等と調和した街並み整備の推進、住民主導のクリーン（清掃）運動等を促進し、清潔で特色あるふるさと景観の形成に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
景観基本計画策定事業	新市としての景観基本計画の策定
景観形成事業	公共施設等の案内板等の統一及び景観形成活動に対する助成などの実施

(2) 公園・緑地・水辺の整備

〈基本施策の方向〉

新市としての公園整備の基本方針を確立し、既存公園の位置づけ、性格づけを全市的視点で再検討・明確化し、これに基づき整備・改良を進めます。また、地域ぐるみの花いっぱい運動等を展開し、全市が花と緑でいっぱいになるよう美しいまちづくりを進めます。

〈主要な施策〉

①公園・緑地・水辺の整備

- 住民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ憩える場、子どもが安心して遊べる場の確保・充実を図るため、計画的に身近な公園・緑地や農村公園・河川公園等の整備充実に努めます。
- 寺社境内地や鎮守の森には大切な緑空間が残されており、計画的な保全・整備に努めます。
- 城山公園、南湖公園、運動公園など地域の中核となる公園・緑地については、観光交流客の入込みの視点も加味して計画的に整備・改良を進めるとともに、公園施設を活用したイベントの開催を検討するなど施設の活用促進に努めます。

②住民主体の緑化運動の促進

- 地域ぐるみの花いっぱい運動等を全市的に展開し、街なかの住宅地も含めて、花と緑でいっぱいになる美しいまちづくりを進めます。
- 住民による地域の緑化や公園などの美化活動を推進し、住民自らが主体となって憩いの空間を守り育てていく意識の醸成を図ります。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
市民の森整備事業	市民の憩いの場としての自然公園の整備
南湖公園整備事業	南湖公園の修復・保全・施設整備等
源流ロード整備事業	隈戸川及び外面川の堤防道路舗装による水辺環境の整備
三ツ池周辺環境整備事業	三ツ池の埋立による公園用地の整備

(3) 上・下水道の整備

〈基本施策の方向〉

水道事業については、新市として集中管理システムの確立による効率的な事業実施や老朽管の更新等を計画的に進めます。また、下水道事業については、新市全体の視点で下水道整備方針を再構築し、これに基づき計画的に整備を進めます。

〈主要な施策〉

①上水道の整備

- 水道については、新市としての水道施設総合整備計画を策定し、これに基づき水道施設の計画的な整備・改良の推進、水道管路情報管理システムの整備等を推進し、水道事業の効率化及び未整備地区の解消に努めます。

②下水道の整備

- 下水道については、公共下水道事業や農業集落排水事業について全市的視点で整備方針を再構築・確立し、これに基づき計画的に整備を進めます。
- 下水道整備区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置者に対して工事費を助成するほか、新市が事業主体となって個人及び事業所の合併処理浄化槽を設置する「浄化槽市町村整備推進事業」の対象地域拡大を図るなど、新市全域における水環境保全対策を推進します。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
上水道整備事業	上水道施設の拡張・改良・更新等
簡易水道整備事業	簡易水道施設の拡張・改良・更新等
公共下水道整備事業	公共下水道の計画的整備
農業集落排水事業	農業集落排水施設の計画的整備・機能強化
合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置者に対する工事費の助成
浄化槽市町村整備推進事業	新市による合併処理浄化槽の設置及び管理

（４）環境衛生とリサイクルの推進

〈基本施策の方向〉

新市全体の視点でごみ減量・リサイクル推進体制の確立を図るとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄防止のための取り組みの充実に努めます。

〈主要な施策〉

①ごみ・し尿の適正処理の推進

- ごみ・し尿処理については、今後とも広域処理体制により、適切に処理していくよう努めます。
- 住民や事業者の協力を得ながら、ごみの有料化による分別収集の徹底や全市的なリサイクル運動の推進などによりごみの減量化の促進に努めます。
- ごみの減量化を一層進めるため、家庭用電動式生ごみ処理機等の購入助成を実施します。

②環境美化の推進

- ポイ捨て防止のための啓発の充実、不法投棄の取り締り強化などにより環境の美化に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
リサイクル運動推進事業	全市的なリサイクル運動の普及啓発
生ごみ処理機等購入助成事業	家庭用生ごみ処理機等の購入に対する助成
環境美化事業	ポイ捨て防止のための啓発や、ごみの放置防止対策などの実施

5 多彩な地域資源を活かした産業活力の創造

(1) 農林業の振興

〈基本施策の方向〉

農林業の基盤整備を計画的に進めるとともに、消費者の食の個性化と安全性の要求の高まりに即応した高付加価値型農業の確立に努めます。また、直売施設の拡充や都市との体験交流事業の充実等にあわせて地域ぐるみの地産地消体制の充実を図ります。

〈主要な施策〉

①農業の振興

- 農業については、今後も土地基盤の整備や優良農地の確保を図り、生産基盤の強化に努めます。
- 消費者の食の個性化・多様化と安全性の要求が高まる中で、畜産から水稻、果菜に至るまで消費者のニーズにあった特色ある作目・作型等の選定、地域資源を活用した有機農業の推進、優良米やトマトを中心とするブランド化の推進、生産から出荷に至る安全管理・監視システムの確立、遊休桑園の利活用による特産作物づくり等を推進し、新時代にふさわしい競争力ある地域農業の確立に努めます。
- 直売所の整備充実や学校給食における地元農産物の使用などにより地産地消の拡大を図ります。
- 農業後継者や新規就農者の確保・育成のための研修の場を設けます。

②林業の振興

- 林業については、計画的な育林や林道整備など振興基盤の整備を推進し、森林が持つ災害防止等の公益的機能の保持に努めるとともに、観光・交流の場としての活用等にも積極的に取り組み、森林の持つ多面的機能の増進に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
農業基盤整備事業	農道・用排水路の整備、ため池の改修等
ふるさと農道整備事業	農道の新設・改良・舗装などの整備
農業活性化推進事業	農産物のブランド化支援、農産物安定供給のための施設整備に対する助成、生産者と消費者の交流イベント開催等

地産地消拡大事業	農産物直売所等の整備、学校給食における地元農産物の使用などによる地産地消の拡大
認定農業者支援事業	認定農業者の育成及び活動支援
森林保全事業	松くい虫の防除、危険木の除去、緑化推進等

（２）商工業の振興

〈基本施策の方向〉

交通・立地条件の優位性等を生かした企業誘致活動や、既存企業・地場産業の経営体質の強化、ベンチャー企業等の起業支援の充実等に努めます。また、県南中核都市にふさわしい特色ある中心商店街づくり等への支援の充実にも努めます。

〈主要な施策〉

①工業の振興

- 工業については、企業等の立地を促す企業誘致助成制度の拡充等を図ります。また、各地域の工業団地の積極的なPR活動を実施し、優良企業の誘致に努めます。
- 既存企業については、関係機関と連携しながら受注機会の拡大や新たな分野への事業展開による経営の拡大等の推進に向けて支援活動を強化します。
- 地域資源を活用した地場製品の開発・振興を図ることやベンチャー企業等の起業支援制度の確立・充実に努めます。

②商業の振興

- 商工会議所と商工会の方向性を確立し、組織の連携・一体化を強めて商工業の振興体制の強化を促します。
- 中心商店街については、白河駅前の市有地の活用や街なか観光・文化交流事業等と連携した特色ある商店街環境整備の推進、TMO※を中心とした空店舗の活用によるテナントミックス※の促進支援等の施策を展開します。
- 表郷地域、大信地域、東地域の中心地についても地域核としての商業振興を図るため、商業基盤の計画的整備や意欲的な人材の育成により、経営基盤の強化促進に努めていきます。
- 地域通貨の発行などを検討し住民の地域内商店の利用を促進し、地域経済の活性化を図ります。

TMO：Tとは「Town＝街」、Mは「Management＝管理・運営する」、Oは「Organization＝組織・団体」の略で、中心市街地の活性化のためにいろいろな活動を行う組織のこと。

テナントミックス：不足業種の再配置。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
企業誘致助成事業	企業誘致助成事業の拡充等による企業の立地促進
工業団地PR事業	各地域の工業団地の積極的なPR活動の実施等
商店街活性化事業	商店街の環境整備等に対する助成や商工会への支援などによる地域商店街の活性化促進

(3) 観光の振興

〈基本施策の方向〉

多様な観光資源を新市で共有することから各観光施設のネットワーク化を推進するとともに、新市観光協会体制の確立等を図ってPR・誘客活動の充実と観光イベントの連携・創出等に努め、入込客の増加による各産業の活性化効果を促進します。

〈主要な施策〉

①全市的な観光推進体制・観光交流基盤の整備

- 新市における全市的な観光コンセプトと整備方針を再構築し、これに基づき各観光施設の充実や観光情報拠点機能の確立を図ります。さらにはこれら観光施設のネットワーク化等を推進し、週末滞在型・通年滞在型の観光拠点等としてのイメージの確立を図り、入込客の大幅な増加をめざします。
- 特に白河関の森公園、聖ヶ岩ふるさとの森、きつねうち温泉及び民間のリゾート施設等のネットワーク化による全市的なグリーン・ツーリズムの展開や歴史資源・文学芸術資源等を活用した観光の開発等に努めます。

②観光PR活動の充実と直販体制の拡充

- 新市観光協会体制の確立を図って既存の各種まつりや観光イベントの強化充実、新イベントの創出やPR・誘客活動の促進を図ります。
- 商工会議所・商工会やJA、事業者等と連携して宿泊機能の充実や特産品の開発、道の駅の整備等による直販体制の充実等を図り、地域産業の活性化に寄与するよう努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
観光振興計画策定事業	新市としての観光振興計画の策定
道の駅建設事業	観光・物産などの地域情報を提供・発信する地域振興施設としての道の駅の整備
会津街道・史跡めぐりルート整備事業	会津街道及び周辺史跡の観光ルート整備
きつねうち温泉整備事業	温泉施設の拡張・改修整備
グリーン・エコツーリズム推進事業	グリーン・エコツーリズムの受け入れ体制を確立するための、体験プログラムの構築及びインストラクターなどの育成・組織化
観光イベント開催事業	各地域で実施してきた観光イベントの継続及び全市的なイベントの開催
観光PR推進事業	新市としての一体的な各種観光PR活動及び観光パンフレットなどの作成

（４）雇用対策の充実

〈基本施策の方向〉

新市の恵まれた交通・立地条件を生かし、首都圏等からの企業誘致を推進し、住民の働く場の一層の確保・充実に努めます。また、新市として職業訓練機会の拡充や職業紹介事業の展開等に積極的に関わり、住民の雇用機会の拡充・市内就業の促進に努めます。

〈主要な施策〉

①企業誘致活動の推進

- 新市の誕生を契機として、関係機関との連携を図りながら、各地域の工業団地の積極的なPR活動を実施し、企業誘致に努めます。

②職業訓練機会の拡充

- 白河地域職業訓練センター活動の充実や生涯学習活動との連携強化等を図り、住民の職業訓練機会の拡充に努めます。

③就労機会の拡充

- シルバー人材センターやNPO等への活動支援の充実により、地域に密着した雇用の場の拡充を図ります。

- 新市として就業情報の収集や提供活動を実施し、地元・周辺企業就業説明会の開催など職業紹介事業の積極的展開を図って、若者の市内定住の促進や中高齢者、障がい者の就労の場の確保・拡充に努めます。

④就労環境の充実

- 新市の未組織労働者を対象とする勤労者互助会の事業内容充実や各種共済制度への加入促進を図り、会員の福利厚生増進に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
企業誘致助成事業	企業誘致助成事業の拡充等による企業の立地促進
工業団地PR事業	各地域の工業団地の積極的なPR活動の実施

6 参画と協働の住民自治の創造

(1) コミュニティ活動・NPO活動の推進

〈基本施策の方向〉

住民主導のコミュニティ活動やボランティア活動、NPO活動への支援制度の確立を図り、積極的に支援していきます。

〈主要な施策〉

①コミュニティ活動・NPO活動の促進支援

- 新しいコミュニティ体制や行政区のあり方について検討・確立するとともに、住民主導のコミュニティ活動に対する支援制度及び情報提供体制の確立等を図って、コミュニティ活動の活性化を促進します。
- しらかわ市民活動支援センター活動等を支援し、ボランティアやボランティアコーディネーターの養成を進めるとともに、福祉、環境、教育、文化、スポーツ、交流、防災、女性、人権など多様な分野の各種団体との連携を図って、幅広い住民のボランティア活動やNPO活動への参加を促進し、住民相互が共に支えあうまちづくりに努めます。

②活動拠点施設の整備

- コミュニティ活動拠点施設が未整備・老朽化している地区については計画的な整備を進めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
集会所整備事業	集会所未設置地区への建設及び既設集会所の増改築等
地域コミュニティづくり事業	指導者の育成、活動プログラムの提供、各種助成金の活用などによる地域コミュニティづくりのための総合的な支援
市民協働推進事業	公共公益のためにまちづくり活動を行う市民・団体を支援するための補助制度の創設等

(2) 男女共同参画社会の確立

〈基本施策の方向〉

新しいまちづくりには女性の積極的な参画が不可欠であり、男女が互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして共に社会に参画する男女共同参画社会の確立をめざして積極的に支援していきます。

〈主要な施策〉

①男女共同参画社会づくりの普及啓発

- 男女が社会のあらゆる分野へ参画し、多様な活動を通じてその能力を発揮できるよう、男女共同参画社会づくりに対する正しい理解と認識を深めるため、多様な広報・啓発活動を展開します。

②女性の社会参画環境づくりの推進

- 女性の労働環境の整備、社会活動に参加しやすい環境づくりに努め、あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成を行うとともに、行政の各種審議会や地域団体の意思決定の場における女性の参画と登用を促進します。

③女性の人権が侵害されることのない社会づくり

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶や生涯を通じた健康支援、福祉の向上のため、相談体制の確立や関係機関との連携を推進します。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
男女共同参画計画策定事業	新市としての男女共同参画計画の策定
男女共同参画社会普及啓発事業	男女共同参画社会づくりの啓発活動の推進

(3) 行財政運営の効率化と情報公開の推進

〈基本施策の方向〉

新市として情報公開の徹底と広報広聴活動の充実に努めるとともに住民の声が届きやすい行政システムづくりに努めます。また、行財政基盤の強化を図るため、積極的な行財政改革に取り組みます。

〈主要な施策〉

①情報公開の推進

- 広報・広聴体制の充実や情報公開体制・制度の拡充を図るほか、行政手続きの透

明化等を進め、参画と協働のまちづくり、住民にわかりやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

- 一方で、情報公開に対応して、個人情報保護制度体制の充実に努めます。

②地方分権に対応する行政体制の確立

- 地方分権の促進に対応した組織・機構の構築、行政評価制度の導入と職員研修の充実、行政改革の推進や庁内情報システムの整備による電子自治体化の促進等に取り組めます。
- 庁舎機能については、管理部門（総務・企画・財政等）及び事務局部門（議会・教育委員会・選挙管理委員会等）を本庁舎に集約するとともに、その他の部門を各庁舎に残した「総合出先機関」としての地域自治区の事務所を置きます。また、地域協議会による地域自治機能の確立など、住民の声が届きやすい行政システムづくりに努めます。
- 財政面では、合併の効果や事業効果等を総合的に勘案し、財源の計画的・効率的執行を進めるとともに民間活力の導入等による行財政のスリム化に努めることにより、健全な財政基盤の確立を図ります。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
総合計画等策定事業	新市として一体的、計画的、効率的に事業を展開するための各種計画の策定
広報・広聴活動推進事業	広報誌やホームページ等による広報活動の充実及び懇談会の開催や市民提案制度等による広聴活動の充実
行政評価システム導入事業	市民と協働で行政活動の点検・評価・改善等を行うための制度導入及び職員研修会の開催等
電算システム統合事業	電算システムの統合整備及び新規システムの導入
庁舎整備事業	新市の行政体制に合わせた庁舎の改修、空調設備の整備等

第6章 新市における福島県事業の推進

1 福島県の役割

福島県は、「福島県新長期総合計画『うつくしま21』」の地域構想において、県南地域の将来像を「きらめく自然とうるおいのあるくらしが調和した源流交流圏」と設定し、“人と自然にやさしいゆとりあるくらしづくり”、“地域特性を生かした広域交流圏の形成”、“地域の核となる都市等における都市機能の充実強化”、“創造的で活力ある産業の展開”を推進することとしています。これはまさしく、新市が県南中核都市として進めていこうとするまちづくりと方向性を一にするものであり、合併により誕生する新市のまちづくりを支援することは、地域構想に基づいた県南地域の発展にとっても非常に重要な意義を有しています。

また、平成15年1月に策定した「福島県市町村合併支援プラン」において福島県は、自主的・主体的な検討の結果合併することとした市町村の新たなまちづくりなどに対し、できる限りの支援を行うこととしております。

これらのことから、福島県は新市と連携・協力しながら、新市のまちづくり、均衡ある発展を支援するための県事業を積極的に推進します。

2 新市における福島県事業

（1）幹線道路網の整備

国道・県道などの幹線道路網の整備は、新市における各地域間の連携・交流を通じて新市の一体化と均衡ある発展を図るためのネットワーク基盤づくりとして欠かせない重要課題です。

このため、市道との連携を図りながら、県南地域における交通ネットワークの要となる国道289号、国道294号、主要地方道等の計画的な整備を推進していきます。

また、都市内の円滑な交通の確保や安全・快適な生活環境の実現のため、都市内道路についても、まちづくりと一体的に計画的な整備を進めます。

（2）農業基盤の整備

阿武隈川水系一帯は、豊富な水と豊かな自然環境に恵まれた農業好適地です。

新市の各地域においても農業が基幹産業となっており、農業振興のための基盤整備は新市の振興を図っていく上で重要な課題のひとつです。

このため、農業生産性の向上及び安定した農業生産基盤の確立を目指して、ほ場整備・ため池整備・用排水路整備・農道整備などの農業基盤整備を推進します。

（３）防災対策の実施

当地域は、平成１０年８月の集中豪雨により甚大な被害を受けており、主要河川において大規模な改修工事が行われるなど、災害に強いまちづくりが進められているとともに、防災に対する住民の意識が高まりました。

しかし、集中豪雨などによる自然災害に対して安全で安心した暮らしを実現するため、更なる防災対策の実施が求められています。

以上のようなことから、新市における地域防災計画等を踏まえ、新市全域にわたる防災対策の必要性を再確認し、計画的な治山・治水対策を推進します。

（４）公園・水辺環境の整備

表郷地域の十文池は、平成１１年度から親水公園の整備が進められており、地域住民が集う憩いの場として完成が待たれています。今後も環境に配慮した水辺環境整備の規範として、継続して整備を進めます。

第7章 公共施設の整備方針

公共施設の整備に当たっては、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政状況などを考慮しながら、計画的に適正配置を図っていきます。

その検討においては、既存施設の有効利用や相互利用、施設の複合化や統合、広域的な利用の促進などを総合的に勘案するとともに、交通ネットワークと情報ネットワークによる施設利用の利便性を考え、合併によってより広域化する新市の住民が利用しやすい配置とすることを基本とします。

また、新たな公共施設の整備については、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、事業の効率性や後年度の財政負担などについて十分に検討した上で進めることとします。

なお、新市の本庁舎については現在の白河市役所に置くものとし、現在の表郷村役場、大信村役場、東村役場の庁舎については、各地域の行政サービス提供拠点となる地域自治区の事務所（表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎）とします。また、現在白河市内6ヶ所にある地区行政センターは今後も同様の窓口サービスを提供する場として継続します。

第8章 財政計画

財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律及び東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の規定に基づき、25ヵ年度（平成18年度～令和12年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を費目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う歳出の削減効果、事務事業の一元化による影響額、新市建設計画事業の経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政支援措置を勘案しています。歳入・歳出の考え方は次のとおりです。

1 歳入

（１）地方税

住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などについて、現行の税制度を基本に、現在の経済状況や今後の人口推計値等を踏まえ見込んでいます。

（２）地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る財政支援措置や合併特例債等の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。

（３）国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し、新市建設計画の事業分を見込んでいます。また、合併に伴う財政支援措置（合併市町村補助金、合併特例交付金等）を考慮しています。

（４）地方債

新市建設計画事業の財源として、現行の地方債制度を基本に、普通交付税の算定に有利な合併特例債を見込んでいます。

（５）その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入等を、過去の実績や平成16年度の財源移譲などを勘案して見込んでいます。

2 歳 出

(1) 人件費

合併による特別職、議会議員等の定数の減による影響を見込んでいます。また、一般職については、前年度の退職者に対し、新規採用者の補充を抑制することにより、段階的に経費の削減を見込んでいます。

(2) 扶助費

少子・高齢化の進行に伴う影響を見込んでいます。

(3) 公債費

合併までの借入れに対する償還額と合併後の新市建設計画事業に伴う、合併特例債等の償還見込額を併せて見込んでいます。

(4) 物件費

合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。

(5) 繰出金

各特別会計への繰出金を見込んでいます。

(6) 普通建設事業費

現行の補助金制度、地方債制度を基本に、建設計画に位置づける普通建設事業費を見込んでいます。

(7) その他

補助費、維持補修費等を、過去の実績や現在の経済状況、類似団体等を勘案して見込んでいます。

■ 財政計画

○ 歳 入

(百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	7,743	8,685	8,587	8,074	8,030	7,602	7,874	8,261	8,521	8,380
地方譲与税	881	415	401	376	367	358	334	320	305	317
各種交付金	1,100	969	931	896	885	828	810	837	921	1,384
地方交付税	7,140	7,140	7,092	7,626	8,129	11,432	8,702	9,210	9,220	8,512
分担金及び負担金	74	75	93	92	118	118	102	95	153	146
使用料及び手数料	518	501	486	470	445	400	403	389	393	385
国庫支出金	1,533	1,916	1,932	4,149	3,939	4,493	4,764	9,047	4,457	5,131
県支出金	938	1,040	1,064	1,292	1,641	3,134	9,788	8,954	14,326	10,303
財産収入	123	104	185	83	107	60	205	92	75	99
寄附金	9	22	13	23	17	159	67	28	22	76
繰入金	1,163	1,397	605	573	1,072	1,137	511	377	1,376	862
繰越金	1,034	1,119	1,471	1,336	1,244	2,396	3,307	2,866	2,443	2,933
諸収入	430	354	361	356	324	487	444	824	769	412
地方債	2,904	3,709	2,840	2,191	3,257	3,856	3,141	2,872	2,963	4,456
歳入合計	25,590	27,446	26,061	27,537	29,575	36,460	40,452	44,172	45,944	43,396

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方税	8,660	8,738	9,155	9,530	9,381	9,163	9,315	9,732	9,440	9,341
地方譲与税	316	316	320	329	338	343	348	350	372	333
各種交付金	1,232	1,331	1,375	1,421	1,641	1,976	1,890	1,991	2,087	1,892
地方交付税	7,991	7,570	7,199	7,386	6,750	7,267	7,385	7,561	6,732	6,967
普通交付税	6,427	5,946	5,442	5,142	5,299	5,728	5,844	5,994	5,523	5,771
特別交付税	1,118	1,097	1,107	1,481	1,124	1,243	1,314	1,371	1,100	1,100
分担金及び負担金	88	108	93	79	92	101	74	93	102	94
使用料及び手数料	375	401	396	373	359	361	361	374	274	373
国庫支出金	6,344	3,979	4,223	4,640	11,646	7,523	6,070	4,619	4,447	5,613
県支出金	9,210	2,468	2,599	2,236	3,970	2,976	2,296	3,392	2,111	2,312
財産収入	70	125	78	70	39	102	101	53	163	87
寄附金	80	60	46	49	158	71	255	914	556	520
繰入金	1,675	970	1,642	3,039	3,982	1,654	1,982	2,168	1,772	2,015
繰越金	2,060	1,597	1,271	1,347	1,557	1,331	1,799	1,671	1,653	620
諸収入	388	404	443	417	507	489	347	385	417	419
地方債	4,678	2,224	3,169	3,074	5,030	3,371	2,409	2,273	3,008	3,749
うち臨時財政対策債	957	927	892	687	712	848	349	157	74	74
歳入合計	43,167	30,291	32,009	33,990	45,450	36,728	34,632	35,576	33,134	34,335

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地方税	9,382	9,406	9,444	9,472	9,498
地方譲与税	335	337	339	340	341
各種交付金	1,918	1,913	1,938	1,938	1,935
地方交付税	6,759	6,748	6,781	6,781	6,781
普通交付税	5,608	5,613	5,646	5,646	5,646
特別交付税	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
分担金及び負担金	93	93	92	92	94
使用料及び手数料	372	371	368	367	367
国庫支出金	5,380	5,063	5,233	5,233	5,233
県支出金	2,346	2,359	2,394	2,394	2,394
財産収入	86	88	83	84	86
寄附金	520	520	520	520	520
繰入金	2,398	1,239	1,139	1,039	1,039
繰越金	1,304	1,333	997	705	877
諸収入	420	424	427	425	426
地方債	3,234	2,678	2,962	2,962	2,962
うち臨時財政対策債	74	74	74	74	74
歳入合計	34,547	32,572	32,717	32,352	32,553

○ 歳 出

(百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	5,184	5,085	4,823	4,587	4,210	4,944	4,470	4,312	4,340	4,245
扶助費	2,288	2,557	2,681	2,753	3,748	4,172	7,493	3,976	4,309	4,427
公債費	3,885	4,250	4,350	4,382	4,072	3,498	3,376	3,336	3,226	3,865
物件費	2,460	2,417	2,166	2,543	2,864	3,074	5,484	7,465	13,404	11,128
維持補修費	150	165	244	206	201	476	184	321	361	355
補助費等	2,737	2,774	2,442	3,589	2,570	2,340	2,400	2,526	2,562	2,804
積立金	1,912	1,742	1,924	639	864	2,187	2,107	2,619	1,628	1,329
投資・出資金・貸付金	212	213	229	225	219	449	251	212	223	220
繰出金	2,820	2,808	2,841	3,113	3,482	4,121	3,332	3,071	3,499	3,494
普通建設事業費	2,705	3,906	3,024	4,248	4,876	4,623	3,810	11,446	6,900	7,945
災害復旧事業費	118	58	1	8	73	3,269	4,679	2,445	2,559	1,524
歳出合計	24,471	25,975	24,725	26,293	27,179	33,153	37,586	41,729	43,011	41,336

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	4,086	4,006	3,967	4,259	4,648	4,633	4,856	4,884	5,417	5,431
扶助費	4,761	4,591	4,678	4,971	5,053	6,480	5,594	5,930	5,406	5,169
公債費	3,349	3,304	3,221	4,027	3,797	3,613	3,887	3,820	3,093	3,122
物件費	10,920	4,628	5,212	4,780	4,292	5,055	4,589	4,026	4,552	4,389
維持補修費	328	377	448	295	408	395	758	436	486	404
補助費等	2,804	2,823	2,900	3,172	10,483	4,390	4,618	4,687	4,447	4,508
積立金	1,696	1,021	1,101	1,750	3,534	2,155	1,865	2,384	1,374	675
投資・出資金・貸付金	269	270	269	248	243	241	222	229	229	227
繰出金	3,368	3,527	3,456	3,558	2,177	2,120	2,128	2,205	2,322	2,323
普通建設事業費	8,288	3,685	4,922	4,185	6,179	4,844	4,228	5,117	5,179	6,783
災害復旧事業費	1,701	787	488	1,187	3,305	1,004	216	2	9	0
歳出合計	41,570	29,019	30,662	32,432	44,119	34,930	32,961	33,720	32,514	33,031

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	5,666	5,566	5,862	5,542	5,819
扶助費	5,289	5,411	5,289	5,410	5,534
公債費	3,170	3,231	3,344	3,509	3,502
物件費	4,322	4,571	4,578	4,274	4,341
維持補修費	410	420	426	423	427
補助費等	4,393	4,445	4,343	4,293	4,243
積立金	1,017	1,031	863	717	803
投資・出資金・貸付金	228	228	228	228	228
繰出金	2,360	2,368	2,381	2,381	2,381
普通建設事業費	6,359	4,304	4,698	4,698	4,698
災害復旧事業費	0	0	0	0	0
歳出合計	33,214	31,575	32,012	31,475	31,976

(百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入－歳出	1,119	1,471	1,336	1,244	2,396	3,307	2,866	2,443	2,933	2,060
財政調整基金残高	1,477	992	1,335	1,693	1,690	2,122	2,369	3,409	3,543	3,486
減債基金残高	221	421	575	362	363	363	1,460	2,195	2,200	2,053
公共施設等整備基金残高	－	－	－	－	－	－	－	400	1,275	2,034
その他特定目的基金残高	1,634	2,397	3,327	3,304	3,155	3,850	4,142	4,253	3,614	3,554
基金残高 計	3,332	3,810	5,237	5,359	5,208	6,335	7,971	10,257	10,632	11,127
実質公債費比率 (単年度)	24.2% ※参考値	23.3%	19.2%	17.0%	13.7%	13.2%	11.4%	8.8%	9.4%	10.0%
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	23.4% ※参考値	23.6%	22.3%	19.9%	16.6%	14.6%	12.8%	11.1%	9.8%	9.3%

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入－歳出	1,597	1,272	1,347	1,558	1,331	1,798	1,671	1,856	620	1,304
財政調整基金残高	3,419	3,229	3,213	2,627	3,533	3,743	3,601	3,718	3,218	2,729
減債基金残高	1,847	1,847	1,857	1,217	1,004	1,210	920	293	503	503
公共施設等整備基金残高	2,550	3,186	3,020	3,337	3,858	3,837	3,968	4,056	3,948	3,248
その他特定目的基金残高	3,375	3,011	2,645	2,282	628	739	938	1,667	1,667	1,517
基金残高 計	11,191	11,273	10,735	9,463	9,023	9,529	9,427	9,734	9,336	7,997
実質公債費比率 (単年度)	9.9%	11.9%	11.0%	11.5%	9.0%	8.2%	8.7%	8.2%	7.7%	7.9%
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	9.7%	10.5%	10.9%	11.4%	10.4%	9.5%	8.6%	8.3%	8.2%	7.9%

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳入－歳出	1,333	997	705	877	577
財政調整基金残高	2,582	2,449	2,248	2,001	1,840
減債基金残高	503	503	503	503	503
公共施設等整備基金残高	2,039	1,989	1,939	1,889	1,839
その他特定目的基金残高	1,492	1,467	1,442	1,417	1,392
基金残高 計	6,616	6,408	6,132	5,810	5,574
実質公債費比率 (単年度)	8.3%	8.7%	9.5%	10.6%	10.6%
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	8.0%	8.3%	8.8%	9.6%	10.2%